

# 第1章 マニュアルの基本事項

## 1. 危機管理マニュアルの目的と位置付け

### (1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また本校は、岸和田市地域防災計画において消防法に基づく避難促進施設に指定されている。このため、本マニュアルは、同法第8条第1項に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

### (2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

岸和田市立東光小学校  
危機管理マニュアル  
(本マニュアル)

学校安全計画	消防計画
設備・施設安全点検チェックリスト	避難所運営支援対応マニュアル
避難訓練実施要領	学校給食衛生管理チェックリスト

## 2. 危機管理の基本方針

### (1) 本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 児童の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

### (2) 危機管理のポイント

- 児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。
- 日常的に施設、設備の安全点検を行う。

### (3) 本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

## 3. 教職員・関係者への周知

### (1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	* 本マニュアルに定める事項全般 * 各教職員の役割
職員会議等における周知	* 季節ごとの注意点 * 日常的な施設、設備の点検
毎学期、異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は図上演習	* 発生事象別の緊急対応手順 * 発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

### (2) 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童	* 新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動 * 各種防災訓練 * 防災教育の学習	* 本校で想定される事故・災害等 * 事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 * 事故・災害等の発生時に児童が取るべき行動

保護者	下記で資料配布・説明 ＊入学式後の保護者説明会 ＊定例保護者会	＊本校で想定される事故・災害等 ＊事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ＊事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（引渡し等）
-----	---------------------------------------	--

### (3) 関係機関への周知

校長は、毎年開催する協議の場を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

- ＊東光地区町内会（自主防災組織）
- ＊東光地区地域ボランティア協会
- ＊岸和田警察署
- ＊岸和田消防署
- ＊東光地区消防団
- 校医・学校歯科医・学校薬剤師
- ＊岸和田市役所危機管理課

## 4. マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

### (1) 本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

- ・電子データ（原データ）
  - 東光小学校校務用サーバー¥ホームルーム¥00【生指】2026 記録フォルダ内
  - [バックアップ]
  - Y:¥03\_校務分掌¥01.生活指導部会¥R8 年度危機管理マニュアルフォルダ内
- ・印刷製本版
  - ＊校長室・職員室配備：計3部、非常用持ち出し品入れ：1部

### (2) 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を下記の箇所に掲示する。

傷病者発生時対応手順	＊体育館内
火災発生時対応手順	＊家庭科室 ＊理科室
緊急通報手順・通報先	＊職員室 ＊校長室

### (3) 教職員への配布

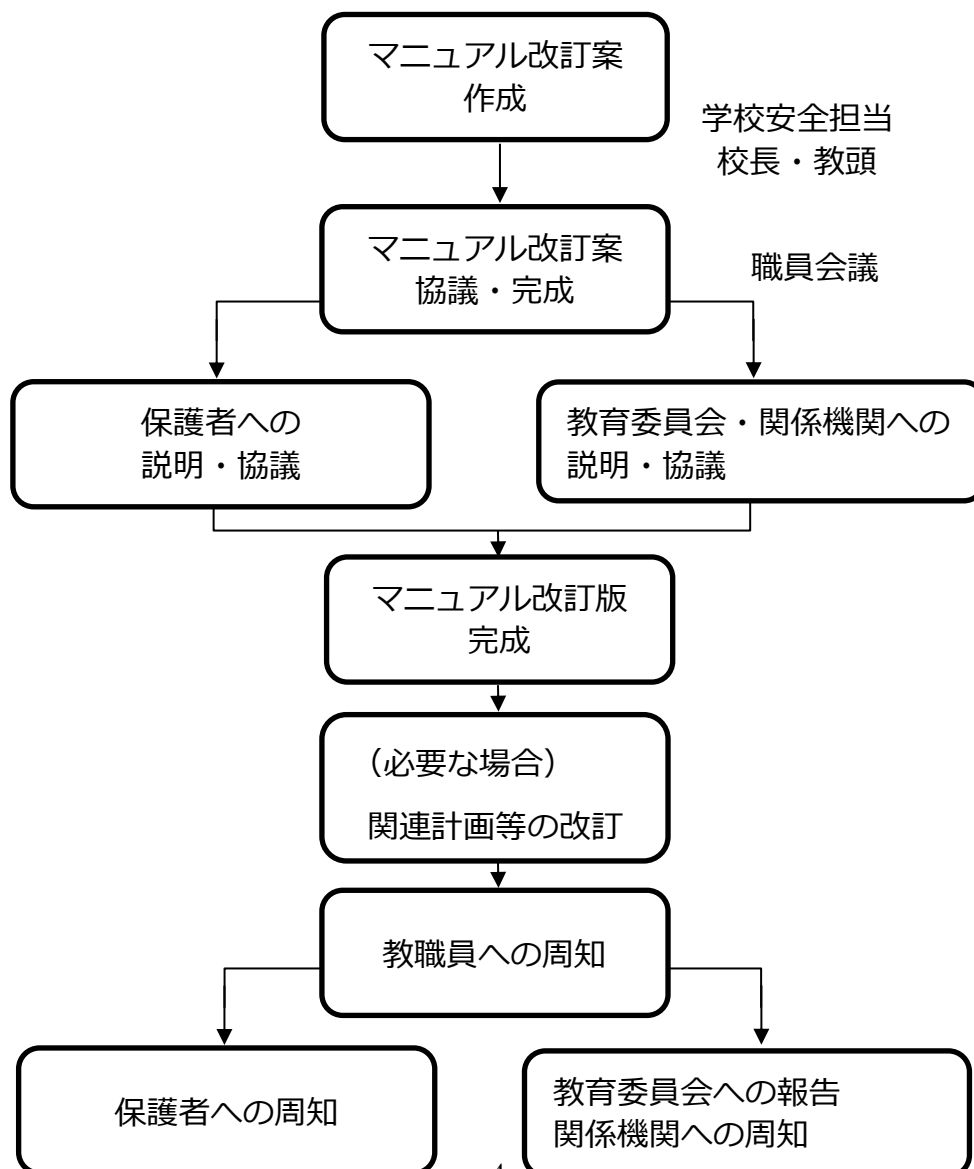
各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、冊子形式の本マニュアルの抜粋した教職員初動対応マニュアルを1部ずつ配布する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟するとともに、教職員初動対応マニュアルを常に携帯するものとする。

## 5. マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 毎年度当初、及び人事異動があったとき</li> <li>* 各種訓練・研修等を実施した後</li> <li>* 学校協議会において関係機関と協議したとき</li> </ul>
随時見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 岸和田市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき</li> <li>* 各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき</li> <li>* 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき</li> </ul>

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



## 6. 改訂履歴一覧

版数	発行年月日	改訂概要
第1版	2022年4月11日	初版発行
第2版	2025年4月1日	日常的な施設、設備の点検を追記
第3版	2026年4月23日	クマ出没情報への対応

## 7. 地域、学校、学区の現状

### (1) 地域の特徴

岸和田市は、大阪府南部の市。大阪湾に臨む中心市街は寛永年間（17世紀初め）以降岡部氏の城下町として発達し、明治中期以後は泉州綿織物を主とする紡織工業都市として発展した。金属、機械器具、レンズ工業も行われ、臨海部の埋立地には1966年（昭和41年）以降木材コンビナート、鉄工団地が建設された。和泉山脈北麓と台地では溜池灌漑(ためいけかんがい)による米のほかタマネギ、ミカンや桃、春菊（きくな）などの栽培が盛ん。

古くから「城とだんじりのまち」として知られ、臨海部の浪切ホールやベイサイドモール、丘陵部の道の駅 愛彩ランドなどがにぎわいを見せている。また水産業も盛んで、市内には3つの漁業協同組合（春木漁業協同組合、岸和田市漁業協同組合、大阪府鯉巾着網漁業協同組合）があり、府内屈指の漁獲量を誇る。関西国際空港から車で約15分という距離にあり、大阪都心部からはJR阪和線、南海電鉄南海本線、阪神高速湾岸線、阪和自動車道が通じている。

### (2) 地域の災害履歴

岸和田市内における過去の主な災害のうち、特に本校周辺で被害等が発生した事故・災害等は、以下のとおりである。

#### 〈地震災害〉

1995年1月17日

阪神淡路大震災発生。岸和田市でも震度4を計測。

#### 〈風水害・土砂災害〉

1943年9月

室戸台風が襲来し、沿岸部を中心に甚大な被害。（校庭に復興の碑あり）東光尋常高等小学校(併設市立高等実践女学校)本校は其の被害最も激甚にして、二階建校舎二棟(一棟は百二十五坪、他の棟は百三十坪)平家建下足場及び廊下(三十六坪)倒壊による損害五萬八千六百六十円、二階建校舎(百六十坪)平家建廊下井戸屋形、便所其他(合計五十九坪)の傾斜による損害四萬六千三百二十八円、講堂の傾斜及手工室屋根、建具等の損傷による損害約四千円を通算し総額実に十萬八千九百八十八円の巨額に上れり。

(岸和田市災害史料集より)

2018年9月4日

岸和田市においても広範囲に及ぶ豪雨被害に見舞われた。市内各所で、道路や農地、公共施設においても多数の被害を受けた。校区でも住宅の屋根がとんだり、電柱がたおれたりした。また、大規模な停電が数日続いた。

## 〈その他の事故・災害〉

### (3) 学校、学区の現状

本校は岸和田市の中心部に位置している。海拔10～18mであり、津波浸水区域外である。

昭和50年建築の鉄筋4階建校舎であるが平成2年、平成3年に鉄筋3階建増改築した。老朽化が進んだこと及び耐震補強の必要から平成22年学校耐震工事が行われた。岸和田市ハザードマップによると、南海トラフ地震による津波発生の際も、本校校区、校舎は浸水しない想定である。海に面した海拔の低い地域は、本校校区の光陽公園に避難する予定。学区は別所町、藤井町、野田町、作才町、土生町からなり、徒歩通学が主である。また、肢体不自由児童が本校に登校するため、岸和田市全域からタクシーや乗用車での送迎による者もいる。在籍する児童、教職員の状況は以下のとおり。なお、教職員のうち約3割は市外からの通勤者である（多くが南海本線利用）。

児童数		教職員数
全校児童	うち、特別な配慮を必要とする児童	
476人	43名	57人
内訳： 第1学年：64人 第2学年：84人 第3学年：60人 第4学年：94人 第5学年：77人 第6学年：97人	内訳： 歩行に介助や見守りが必要：8人	

本校に通う児童の世帯構成としては、核家族世帯と三世帯同居世帯が半々となっている。日中勤務している共働き世帯が多い。代々この地に居住し地元に着した世帯が多く、自主防災組織等の地域活動も活発である。一方で、地域の高齢化も進んでおり、災害時には要配慮者となる住民も多い。だんじり祭りがさかんなこともあり、地域のつながりも強い。子ども会活動や青年団活動なども盛んで、子どもの安全見守りや健全育成に対する意識も高い。

## 8. 危機管理の前提となる危機事象等

### (1) 地震災害

岸和田市地域防災計画によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている被害などは、以下のとおりである。

名称	地震の概要	岸和田市の被害想定等
南海トラフ巨大地震	駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の南海トラフ地震（昭	最大震度5強～6弱 （本校周辺を含む） 最大津波高：4.4m （本校周辺の浸水なし） 市内の被害（冬の正午想定）

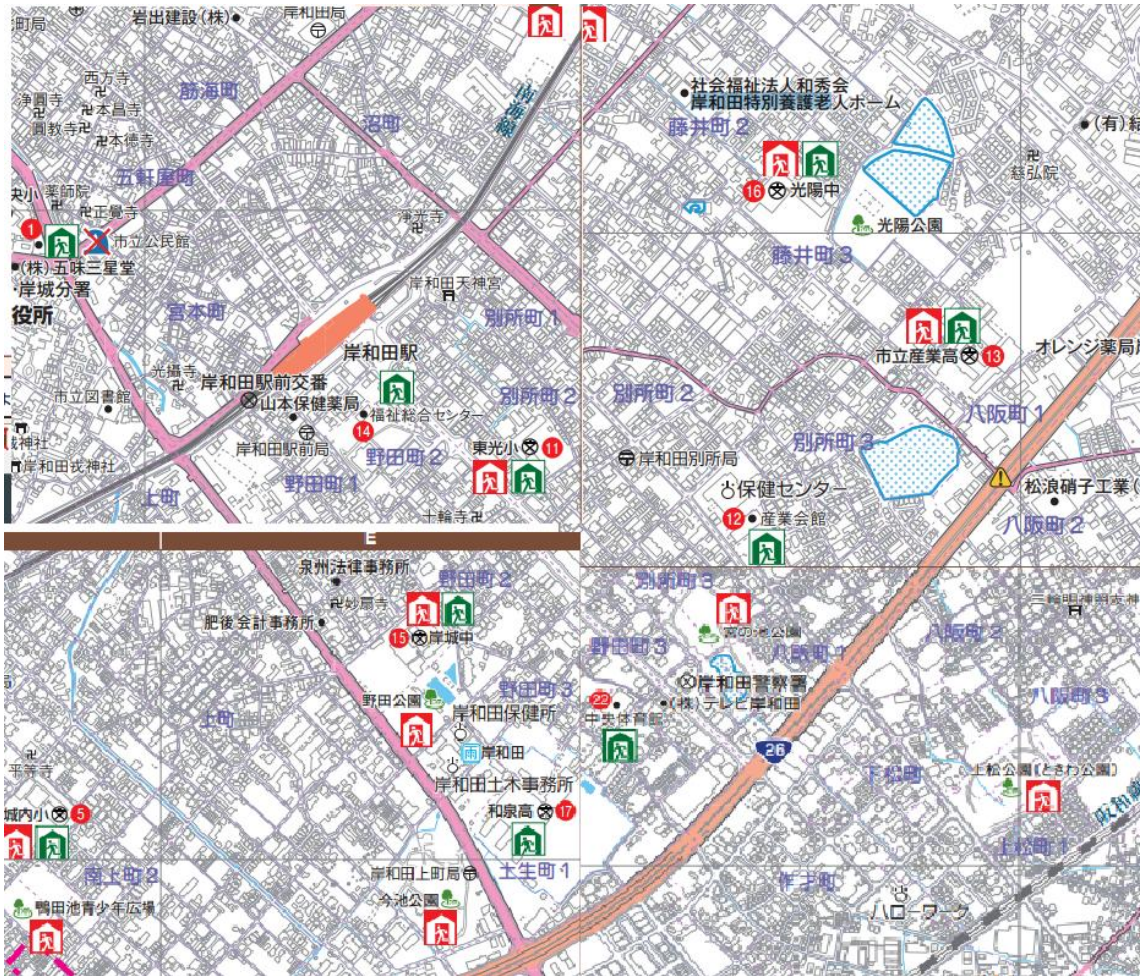
	和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年）が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生切迫性が高まっている。 （今後30年間の発生確率80%）	住家全壊 1050棟 半壊 7211棟 建物被害 8261棟 人的被害 死者 1911人 負傷者 3106人 罹災者 33386人 避難所生活者 22165人 停電 64991軒 ガス提供停止 28000戸 水道断水 198000人 電話不通 40992回線
上町断層帯地震	上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯。全体として長さは約42km。ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層	最大震度 4～7 市内の被害（冬の正午想定） 住家全壊 17152棟 半壊 12998棟 建物被害 30150棟 人的被害 死者 362人 負傷者 2256人 罹災者 98411人 避難所生活者 28540人 停電 21204軒 ガス提供停止 53000戸 水道断水 185000人 電話不通 30740回線
中央構造線断層帯地震	金剛山地東縁一和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定	最大震度 3～7 市内の被害（冬の正午想定） 住家全壊 2727棟 半壊 4690棟 建物被害 7417棟 人的被害 死者 13人 負傷者 1426人 罹災者 24028人 避難所生活者 6969人

## （2）台風、洪水などによる浸水災害

大雨による河川・水路の氾濫については、地域への影響の大きい府管理河川の「牛滝川」「春木川」「津田川」の浸水想定区域が府により指定、公表されており、市は浸水想定区域をハザードマップとして市民に公表している。ため池については、府より公共に及ぼす影響の程度を考慮して、水防ため池が定められている。

岸和田市の発行する「岸和田市洪水・土砂災害ハザードマップ」（2017年5月発行）によると、本校校区にある池周辺への浸水被害が予想される。過去に台風や大雨により氾濫し、本校周辺で家屋が床下浸水したこともある。また野田町では浸水、長期停電した事例があることから、氾濫・浸水を想定しておく。また、校区には水路もあり、局所的な豪雨などにより、水流が強くなり、水かさが増す

こと、路面冠水、床下浸水などの被害が発生していることにも留意する。



### (3) 土砂災害

大雨による土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂被害については、大阪府都市整備部が所管する、「土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、及び地すべり危険箇所）」において、土砂災害が発生した場合に土砂被害を受ける範囲を想定した土砂災害（特別）警戒区域が府より指定されている。また、大阪府環境農林水産部が所管する、「山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区）」において、土砂災害（特別）警戒区域と同様な対策を講ずる必要がある。

岸和田市の発行する「岸和田市洪水・土砂災害ハザードマップ」（2017年5月発行）によると、本校地区は被害想定地区ではないが、周囲の変化に常に気を配る必要がある。

### (4) その他、本校で想定される危機事象

上記(1)～(3)のほか、本校で想定される主な危機事象は、以下のとおりである。

危機事象		想定される事態（例）
生活安全	傷病や熱中症の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、熱中症 階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗取、学校

		への犯罪予告、 校内不審
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	雪	雪による交通寸断、停電など
	大規模事故災害	臨海工業団地の危険物取扱施設の爆発事故
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新たな感染症等
	大気汚染	光化学オキシダント被害、微小粒子状物質 (PM 2.5)
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

## (6) 避難所等の指定状況

岸和田市の「地域防災計画」では、本校は以下のとおり災害時の緊急避難場所・避難所として指定されている。

施設名称	避難区域	収容可能 床面積(㎡)	収容人員 (人)	炊事能力	建物 構造	海拔 (m)
東光小学校	東光校区	468	280	有	R C	12.7

## 9. 平常時の危機管理体制

### (1) 想定される緊急事態

「緊急事態」
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 台風、地震等の災害や火事</li> <li>② Jアラート発令時</li> <li>③ 不審者侵入</li> <li>④ 事故・急病</li> <li>⑤ 食中毒・感染症・熱中症の発生</li> <li>⑥ 学校付近での凶悪事件（犯罪）発生</li> <li>⑦ 交通事故、行方不明・誘拐</li> <li>⑧ 犯行予告・脅迫電話</li> <li>⑨ 食物アレルギーの事故</li> </ul>

## (2) 危機管理体制について

### ①危機発生の予知と回避について

校内巡視の強化、案内板の設置、「(「ご用の方は職員室へおこしください」等)、防犯教室の開催、避難訓練の充実、連絡網の確認等を行う。

#### (ポイント)

- 門扉の管理
  - ・カメラにて監視。午前 8 時 30 分頃大半を閉門、午前 8 時 45 分頃電子錠にて施錠。
- 来校者への対応
  - ・インターホンにて対応し、用件を確認し開錠。来校者が門より入った後も、不審な行動がないか気に留め、あいさつ、声かけを必ず行う。
- 子どもたちへの安全教育
  - ・子どもがすみやかに自ら対応できる能力を身につけさせる。
- 職員の研修・訓練
  - ・危険対象からの避難・誘導、防御の方法などを習得できる研修を取り入れる。救命救急等の実技研修を積極的に取り入れる。
  - ・複数による校内外の巡回を行う。状況により拡声器、防犯ブザー、携帯電話、トランシーバー、ホイッスル等を携帯する。
  - ・施設、設備の安全点検を励行する。
- 見守りボランティアとの連携
  - ・下校時刻にあわせ正門にて見守りを行う。
- 連絡網の整備と確認
  - ・関係機関の窓口・担当者等を確認しておく。
  - ・全校配信のメールサービス等を活用する。
  - ・連絡網は常に見える場所に掲げ周知徹底する。
- 関係機関との連携（P T A、警察、地域等）
  - ・各関係機関とは、情報を積極的に発信し、学校園への関心を高めるとともに、理解を得ることができるような連携をすすめる。
  - ・開かれた学校づくりを推進するために、日頃から地域の人材の協力を得、保護者の協力体制づくりをすすめる。
- 日常的な施設、設備の点検

## (2) 危機発生時の対応について

職員の動きの確認、組織的対応の確認等を行う。

#### (ポイント)

- 職員がとるべき措置
  - ・児童の安全確保を最優先しながら、相互の連絡がスムーズにいくような共通認識と体制を整える。
  - ・全体としての状況の把握を的確迅速に行う（負傷者の名前、人数、ケガ等の程度など）。
  - ・記録を丁寧にとる。
- 連絡先の整理
  - ・110番と119番は別々に行う。
  - ・電話線の混雑を考え、予め対応策を協議しておく。

- 組織的対応の整理
  - ・各教職員が迅速に行動できる指揮・伝達系統を確立する。
  - ・情報を一元化し、外部との窓口も一本化する。
- 児童・生徒の一時避難、下校指導についての確認
  - ・事態の重大性ランクに応じて、それぞれの対応方法をとる。

### 下校措置について

分類	想定される事態	対処方法
ランク1	大雨や暴風など、状況の悪化が予測される場合	放課後の活動を中止して、全員下校させる。職員は巡回。
ランク2	不審者の徘徊や災害等で児童生徒等の安全確保が難しい場合	職員引率のもと、町別グループで集団下校させる
ランク3	大規模な災害等で、集団下校でも児童生徒等の安全確保が困難と判断した場合又は警察等からの指導で下校を止められた場合	保護者に迎えにきてもらう (学校園待機・保護者への引き渡し・関係機関の協力依頼 等)
ランク4	校区内や近隣で凶悪犯が出没、潜伏、徘徊の情報を得た場合、特別警報や暴風警報等の発令時、地震等により、通学時に児童生徒等の安全確保が必要と判断した場合。	授業時間の繰上げ又は繰下げ (学校園待機・保護者への引き渡し・関係機関の協力依頼 等)

### (3) 危機発生時の連絡体制について

職員の動きの確認、組織的対応の確認などを行う。

#### (ポイント)

- 校内体制の整備・・・職員の役割分担や共通理解内容を徹底する。
  - ①日常の役割分担
    - ・「予知と回避の方策」における各項目に対応して、実効性のある体制を組めるように充分検討する。
    - ・地域を考慮した体制を考える。
  - ②緊急時の役割分担の確認
    - ・「発生時の対応」における各項目に対応して、実効性のある体制を組めるように充分検討する。
    - ・事後における子どもの心のケアを重視する。
  - ③課業時間外の職員参集体制の整備
    - ・事態の重大性に応じてランクをつくり、各対応方法を作成。

動員体制（岸和田市教育委員会マニュアルに基づく）

警戒態勢（校長、教頭）

A号（校長、教頭、首席、学年主任等）

B号（校長、教頭、首席、学年主任、養護教諭、生活指導、防災担当等）

C号（全職員）

- ④課業時間以外での臨時連絡先、連絡方法
- ⑤児童・生徒・地域への連絡体制の構築
  - ・緊急時の家庭訪問経路、メール配信システム等の連絡体制の整備
  - ・地域安全マップ閲覧者登録紹介
  - ・こども99番の活用紹介
  - ・自治会、各種団体等への連絡体制

- ・ 課業日以外の場合の情報収集、連絡体制
- ・ 町内放送の活用（解決時の連絡方法も必要）

#### ⑥対策本部の設置

- ・ 対策本部設置の検討を行う。（地域住民に事象の説明をしなければいけないか、協力を求めなければならないか）
- ・ 対策本部による統一した対応（情報の共有化、役割分担）を行う。
- ・ PTA 役員と連携し、保護者や地域の方々、関係機関への協力要請の対応を十分考えておく（必要と判断した場合）。

#### （例） 記録用紙等の作成

- ・ 受付名簿、負傷者一覧表、事件・事故の概要記録用紙、子どもの引渡し確認カード
- ・ 校区安全マップの掲示、パネル化

保護者・地域住民や関係機関との連携については、連携の終結を見越した依頼が必要である。また、連携開始後、来校者への対応も事前に準備が必要になる。

（待機場所、説明内容、方策等を明確にしておく）

#### ⑦一般の人からの情報を受けた場合の対応

- ・ 「警察にも直接連絡してください」と必ず要請する。
- ・ 近隣校園、市教委に連絡する。
- ・ 情報に信頼性があり、緊急を要する場合、地域関係にも連絡する。
- ・ 場合によっては町内放送や「防災無線」（市教委を通じて自治振興課に要請）を使用する。

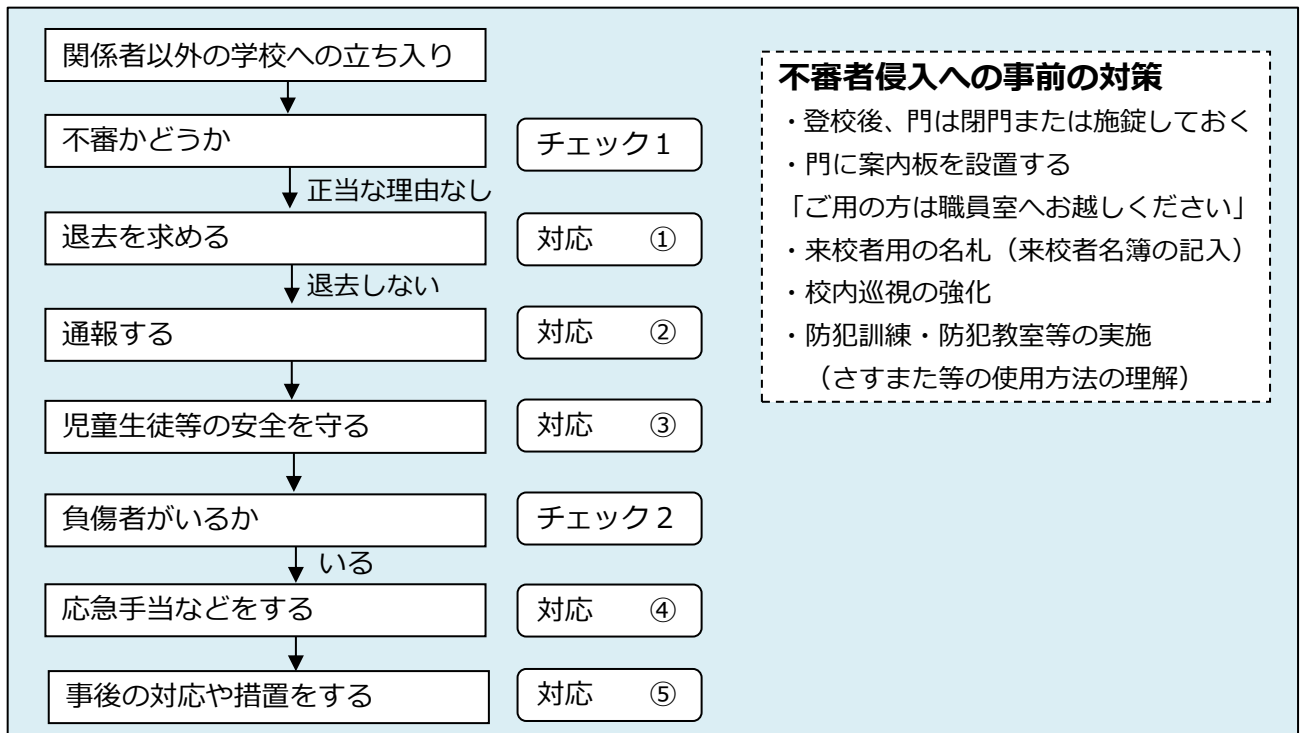
## （４）危機発生時の配慮事項について

### （ポイント）

- 市教委への迅速な報告（市教委との連携）
- 患者、当事者（被害者）、その保護者への対応
  - ・ 個人情報と人権への配慮
  - ・ 心のケア、PTSD 等への対応
- 報道対応〔窓口一本化〕
  - ・ 複数対応（応答者と記録者）
  - ・ 児童を特定させない
  - ・ 校内取材をさせない
  - ・ 電話取材の即答はしない
  - ・ 事実だけを伝える（不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない）
  - ・ 質問事項に答える（相手の所属と名前、応答内容、報道内容の記録と整理）
  - ・ ノーコメントはしない、無理な約束はしない
  - ・ 市教委への報告（取材等について事前に相談）
  - ・ 保護者と報道の分別対応（同席はさせない）

## 第2章 具体的事象における危機管理のポイント

### (1) 園児・児童・生徒に係る事象 ①不審者侵入への対応



#### チェック1 不審者かどうかを見分ける

- (1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。
  - 来校者用の名札をしているか（事前に来校者には名札等を付けるよう校内で決めておく）。
  - 不自然な場所への立ち入りや、不自然な言動、暴力的な態度は見られないか。
  - 凶器や不審物をもっていないか。
- (2) 声を掛けて、用件をたずねる。
  - 教職員に用事がある場合は、氏名・学年・教科等の担当が答えられるか。
  - 保護者なら、児童生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

#### 対応① 退去を求める（正当な理由がない場合）

- (1) 他の教職員に連絡して協力を求める。
  - ・複数人での対応を基本とする。
  - ・自身の安全のため適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つ。
- (2) 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。
  - ・対応する際は、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ。
  - ・毅然とした態度で対応し、不審者には背を向けないようにする。
  - ・できる限り、児童生徒等がいる場所に向かわせないようにする。
- (3) 退去に応じない場合には、不審者とみなし「110番」通報する。
  - ・退去に応じない場合は、児童生徒等に危害を加える可能性があると考える。

- (4) 退去後も再び侵入しないか見届ける。
- ・門や入口は必ず閉めて施錠しておく。
  - ・警察や教育委員会に連絡し、校区内のパトロールの強化や近隣の学校園等に情報提供を行う。

## 対応② 通報する

- (1) 校園内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め「110番」通報、教育委員会へ緊急連絡する。
- ・不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合は、サイレンを鳴らさずパトカーに来てもらうことも検討する。
- (2) 校内に立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。
- ・児童生徒等から遠い位置にある部屋に案内する（別室に隔離する場合は教職員の安全を最優先する）。
  - ・隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応③に移る。
  - ・複数の教職員で案内する（1対1にならない）。その際、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにする。
  - ・別室では、不審者を先に部屋の奥へ案内し教職員は身を守るために入口近くに位置する。
  - ・教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は解放しておく。
- (3) 所持品に注意して警察の到着を待つ。
- ・凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
  - ・警察官を案内する教職員を決めておく。
- (4) 児童生徒等を避難させるかどうかを判断する。
- ・児童生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断する必要がある。避難させる場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童生徒等の安全を守る。
  - ・避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言で放送を流す。

## 対応③ 児童生徒等の安全を守る

- (1) 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。
- ・児童生徒等に危害が及ぶおそれのある事態では、児童生徒等の生命を守るため極めて迅速な対応が必要である。不審者の確保は警察に任せるべきであり、教職員は警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先する。
  - ・2-3人の教職員で刃物を持った不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難である。  
応援に駆け付ける場合は、できるだけ多くの教職員が防御に役立つ物を持って取り囲む。
  - ・児童生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童生徒等に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ。
- 防御に役立つもの（例）

  - ・ さすまた
  - ・ 机・椅子
  - ・ 長いものさし
  - ・ 消火器
  - ・ 催涙スプレー
  - ・ 傘
- (2) 避難の誘導をする。
- ・ 教室等への侵入の緊急性が低い場合や避難のために移動することで不審者と遭遇する恐れがある場合は、教室等で待機させる。
  - ・ 教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくても、児童生徒等が避難できるよ

う不審者対応訓練などを実施しておく。

## チェック2 負傷者の有無

- ・負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。
- ・逃げ遅れた児童生徒等の有無を把握する。
- ・全ての児童生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者なし」という判断をしない。

## 対応④ 応急手当などをする

- ・一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

## 対応⑤ 事後の対応や措置をする

- ・不審者の暴力行為等により、児童生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となる。
- ・暴力行為等を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には、心のケアを行う。

### ア 予防と危機回避

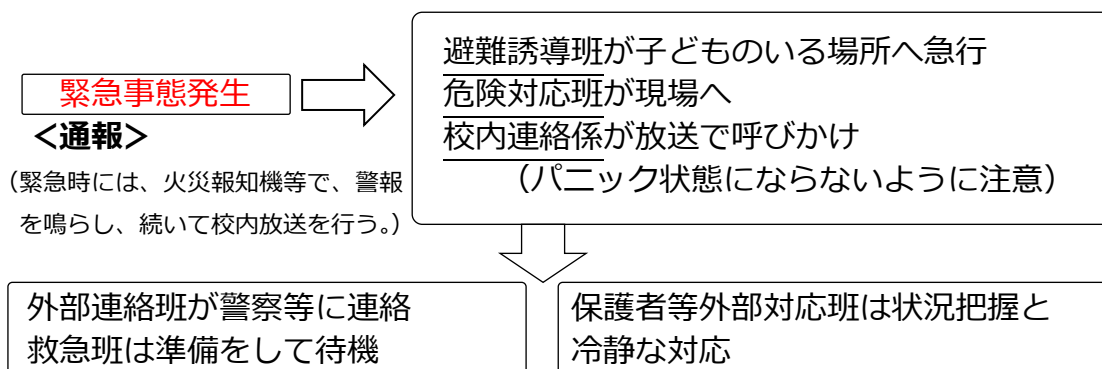
- 登校後、門は閉門もしくは施錠する。
- 正門・裏門に案内板を掲示する。
- 来校者に対しては、以下の例のように対応する。
- 安全教育は、校内避難訓練や警察等と連携した防犯教室を行い、子どもたちに緊急時に「自ら身を守る」能力を育てる。
- 職員研修では、避難誘導の実地訓練、止血・人工呼吸等の救命救急法の研修、職員自らの身を守る防御法の習得をはかる。
- 校内および下校時の巡回は、複数で行う。校内体制を組む。

### イ 校内組織体制

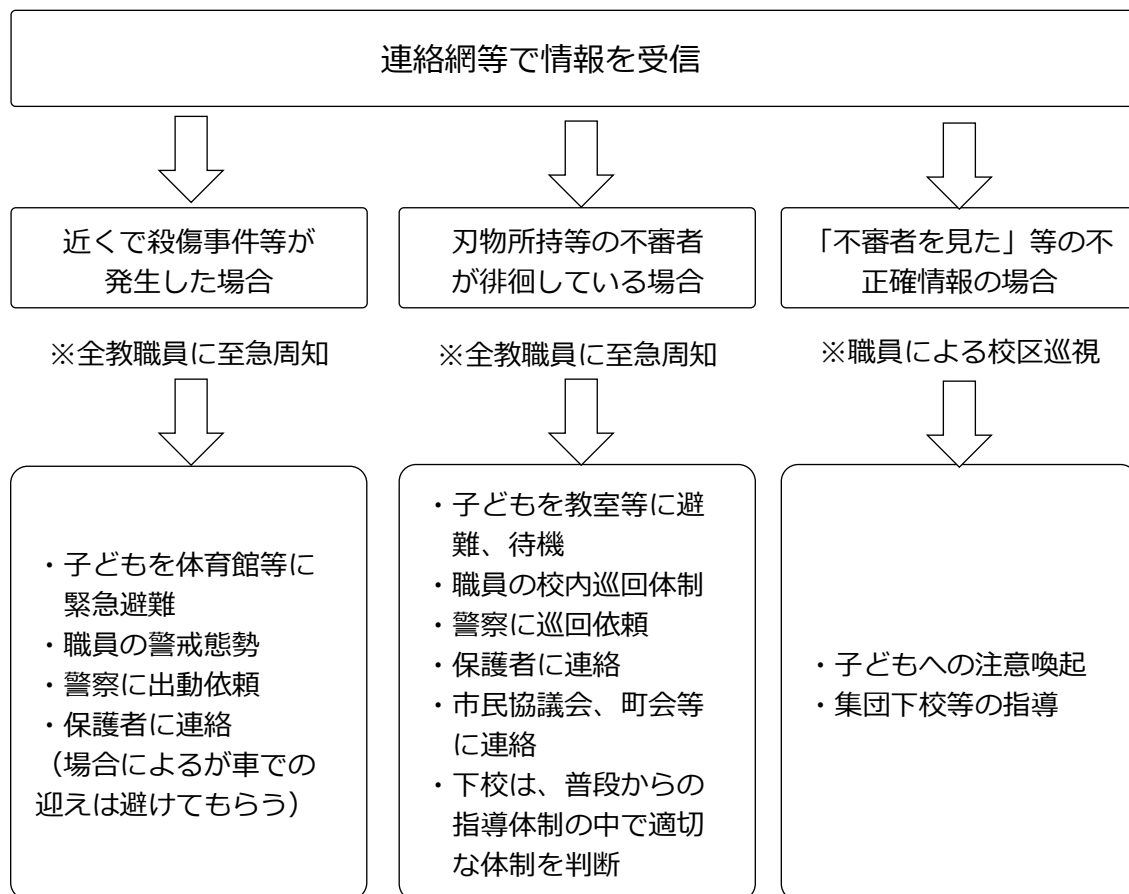
- 緊急時の職員配置を確認しておく。

校内連絡（放送）係	（ 1 ）人	避難誘導班	各学年（ 7 ）人
危険対応班	（ 5 ）人	救急班	（ 3 ）人
警察等外部連絡係	（ 1 ）人	保護者等外部対応係	（ 1 ）人
指揮	（校長もしくは教頭）		※兼任もあり得る

- 事態発生時の職員の動きを確認しておく。



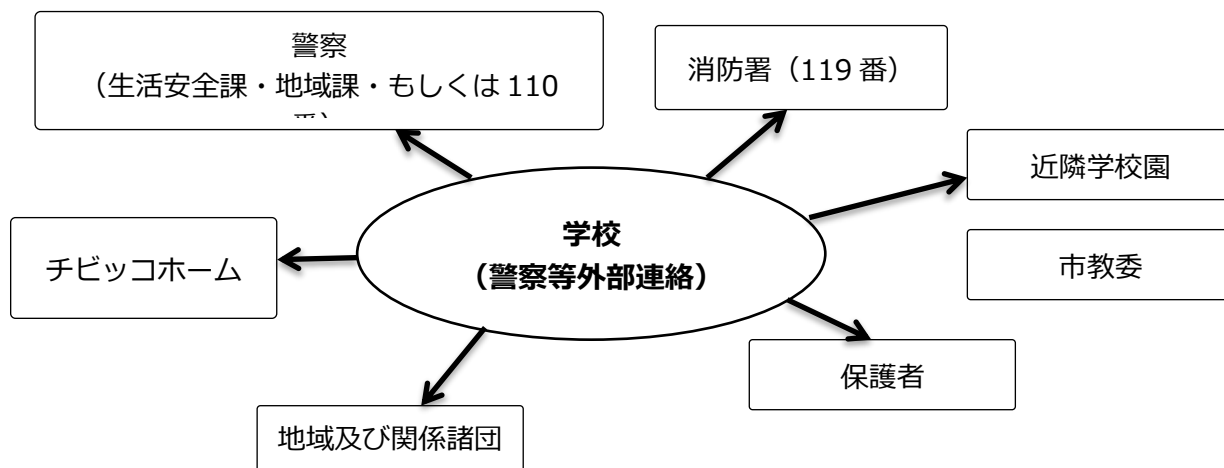
◎緊急のおそれがある場合の対応（近隣で事件発生等の場合）



※「全教職員に至急周知」の例

校内放送で緊急連絡する。但し、混乱を招くおそれがある時には予め打ち合わせた内容（言葉）の放送で周知する。「東光先生が来られました。緊急の対応をお願いします。」

ウ 連絡体制について（連絡先と連絡者を確認しておく）



## エ その他

防犯のため、さすまた、防犯ブザー、ホイッスル、AEDなどを設置する。  
また、非常用放送設備の点検を定期的を実施する。

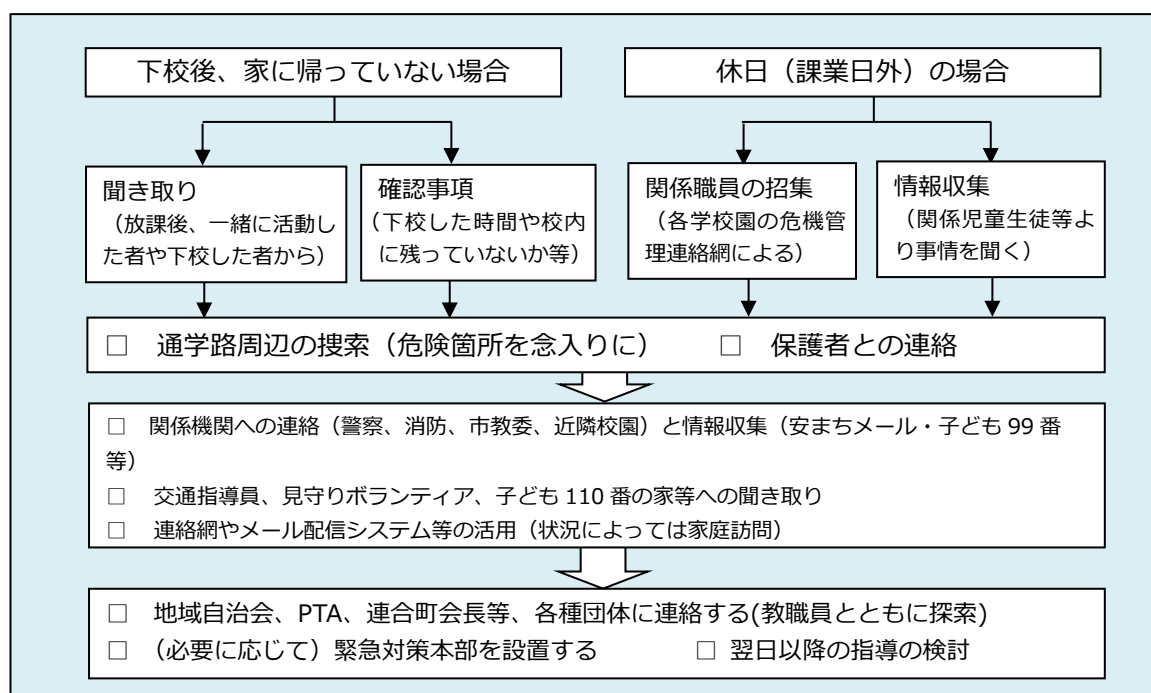
### ②行方不明者の対応について

#### ア 予防と危機回避

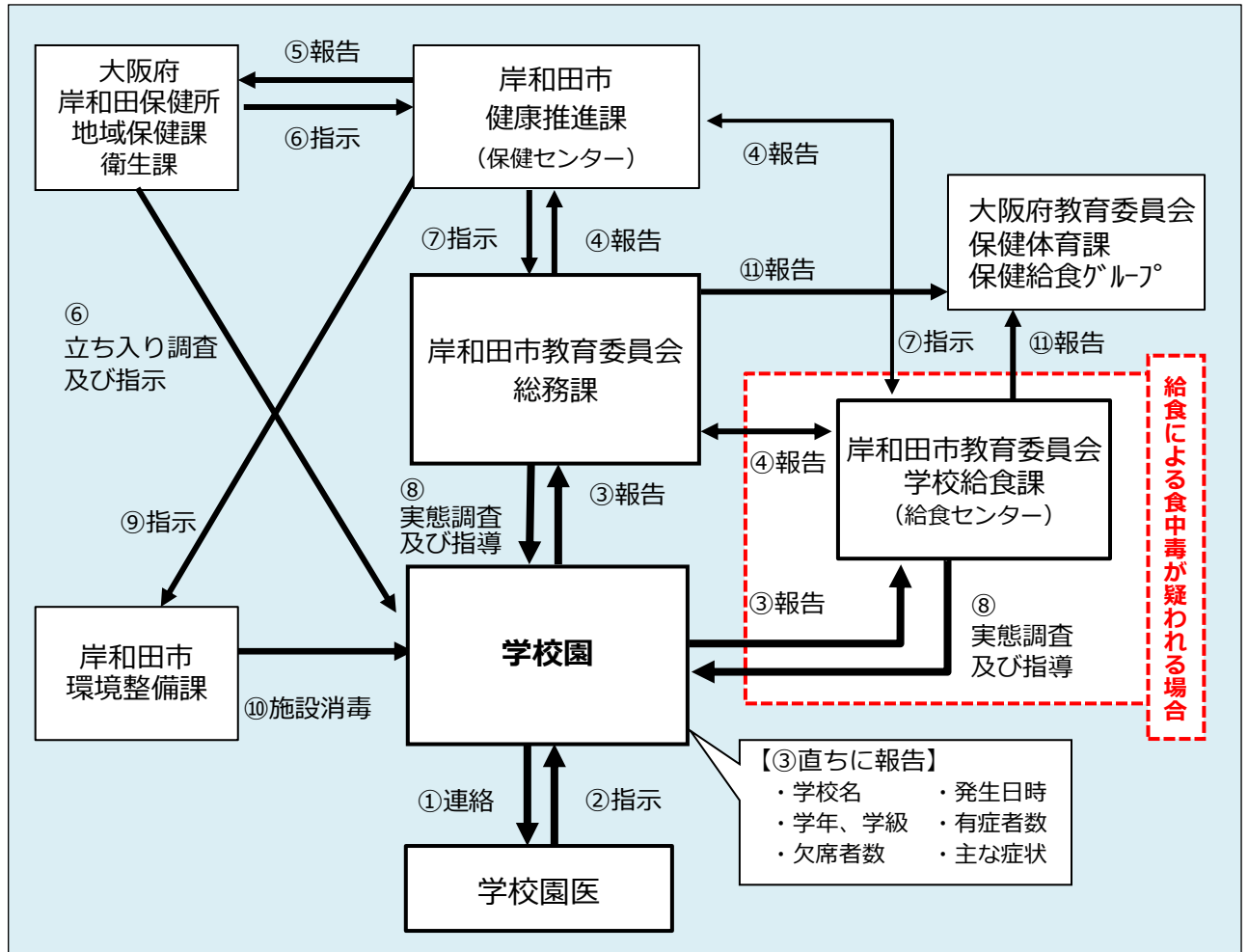
- ・日頃の生徒指導を充実させる
- ・子どもの変化を見逃さない
- ・校内の相談体制の充実に努める

#### イ 事態発生時の職員の行動体制

情報を受けた者から、校園長へ速やかに連絡を行う。その後は、校園長の指揮のもと行動する。



## 【食中毒および感染症等発生時の連絡体制】



### 【食中毒および感染症等の発生時または疑われる場合】

各学校園においては、感染拡大の防止に努めるため、早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（総務課）に報告し、連携して対応にあたる。

### 【学校給食による食中毒等が疑われる場合】

早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（学校給食課）に報告し、連携して対応にあたる。

#### ア 予防と危機回避

- ・保健指導の充実
- ・給食指導の充実
- ・学級指導の充実
- ・個別指導の充実

#### イ 事故発生からの対応について

- ※「学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」の緊急時の対応参照

#### 〈状況把握とその対応〉

- 担任は、校長及び教職員に連絡し、救急車を要請するとともに、養護教

- 諭等の教職員を呼ぶ。(児童から目を離さない。一人にしないようにする。)
- 担任や養護教諭等は、アナフィラキシー症状やショック症状を起こした児童・生徒に対し、次の点に留意し対応を行う。
    - ・エピペンや内服薬を処方されているか。
    - ・食べ物が口の中にある場合は、誤嚥による窒息を防ぐため、出させるか、背中を強く叩く等により除去する。
    - ・ショック体位（足側を 15 cm～30 cmほど高くする姿勢）をとらせる。
    - ・気道の確保を行う。
    - ・移動させる場合は、担架等で体を横たえることができるものを使用する。(頭部を心臓より高くしない。背負ったり、座らせたりして移動することは避ける)
    - ・担任や養護教諭等は、必要に応じ、心肺蘇生（A E Dの使用を含む）を行う。
    - ・事故発生から記録を行い、救急隊や搬送先病院への情報提供を行う。
    - ・救急車が到着したら、教職員は救急車に同乗する。
    - ・担任や養護教諭等は、救急隊員に当該児童・生徒のアレルギーに関して、学校生活管理指導表に記載されている情報や、保護者から得ている情報及び給食の献立等必要な事項を伝える。
    - ・他の児童・生徒には、経過について説明する。また、混乱や動揺を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。  
※しばらくして、学校で症状が回復しても、数時間後に再度、症状が現れる場合がある。したがって、一人では下校させず、保護者に連絡して迎えに来てもらい、発生した症状を説明した上で、医療機関に行くよう勧める。

#### 〈保護者への連絡等〉

- 担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。
- 校長と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、児童・生徒を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。

#### 〈事後措置〉

- 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 教頭は、担任、養護教諭等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- 校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。
- 児童・生徒の心のケアに努める。

#### ウ 安全教育の充実

##### 〈事故発生に備えた学校体制の確立〉

- 教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識を持つよう毎年 4 月始業式前に研修を実施する。

- 校長は、アレルギー対応委員会を設置し、組織的な対応を行う。
- 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（A E Dの使用を含む）やエピペン使用方法（始業式前に実施）、応急手当等について実際に対応できるようにしておく。
- 食教育の中で、児童・生徒が食物アレルギーについて正しい知識を持ち、自ら食生活の改善や自己管理が可能となるよう留意する。

### ③ 熱中症の予防について

#### ア. 事前の対応

- 教職員への啓発：児童生徒等の熱中症予防について共通理解を図る。
- 児童生徒等への指導：児童生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。
- 学校の実情に応じた対策：近年の最高気温の変化や熱中症発生状況等を確認し、地域の実情に応じた具体的な予防策を学校薬剤師の助言を得て検討する。
- 体調不良を受け入れる文化の醸成：気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。
- 情報収集と共有：熱中症予防に係る情報収集の手段と全教職員への伝達方法を整備する。
- 暑さ指数(WBGT)を基準とした運動・行動の指針を設定：暑さ指数(WBGT)に応じた運動や各種行事の指針を設定する。
- 暑さ指数(WBGT)の把握と共有：暑さ指数(WBGT)の測定場所、測定のタイミング、記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する。
- 日々の熱中症対策のための体制整備：設定した指針に基づき、日々、運動や各種行事での対策を決定・指示する体制を整備する。

#### 【熱中症警戒アラート発表時】

熱中症警戒アラート（暑さ指数(WBGT) 33 を超える熱中症の危険性が極めて高くなると予想される日の前日 17 時頃及び当日の朝 5 時頃に、最新の予測値を元に、都県単位で発表される)、熱中症の指標となる数値を確認し、熱中症予防対策を積極的に行うとともに、必要に応じて教育活動内容の変更や中止、延期を行うなど適切に判断する。

#### アラート発表時の熱中症予防行動の例

- 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
- 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
- 身の回りの暑さ指数(WBGT)を確認し、行動の目安にする。
- 必要に応じて校内放送を入れ、屋外での活動停止などを周知する。
- エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止または延期する。
- のどが渇く前にこまめに水分補給するなど、普段以上の熱中症予防を実践する。

## 暑さ指数（WBGT）に応じた熱中症予防運動指針

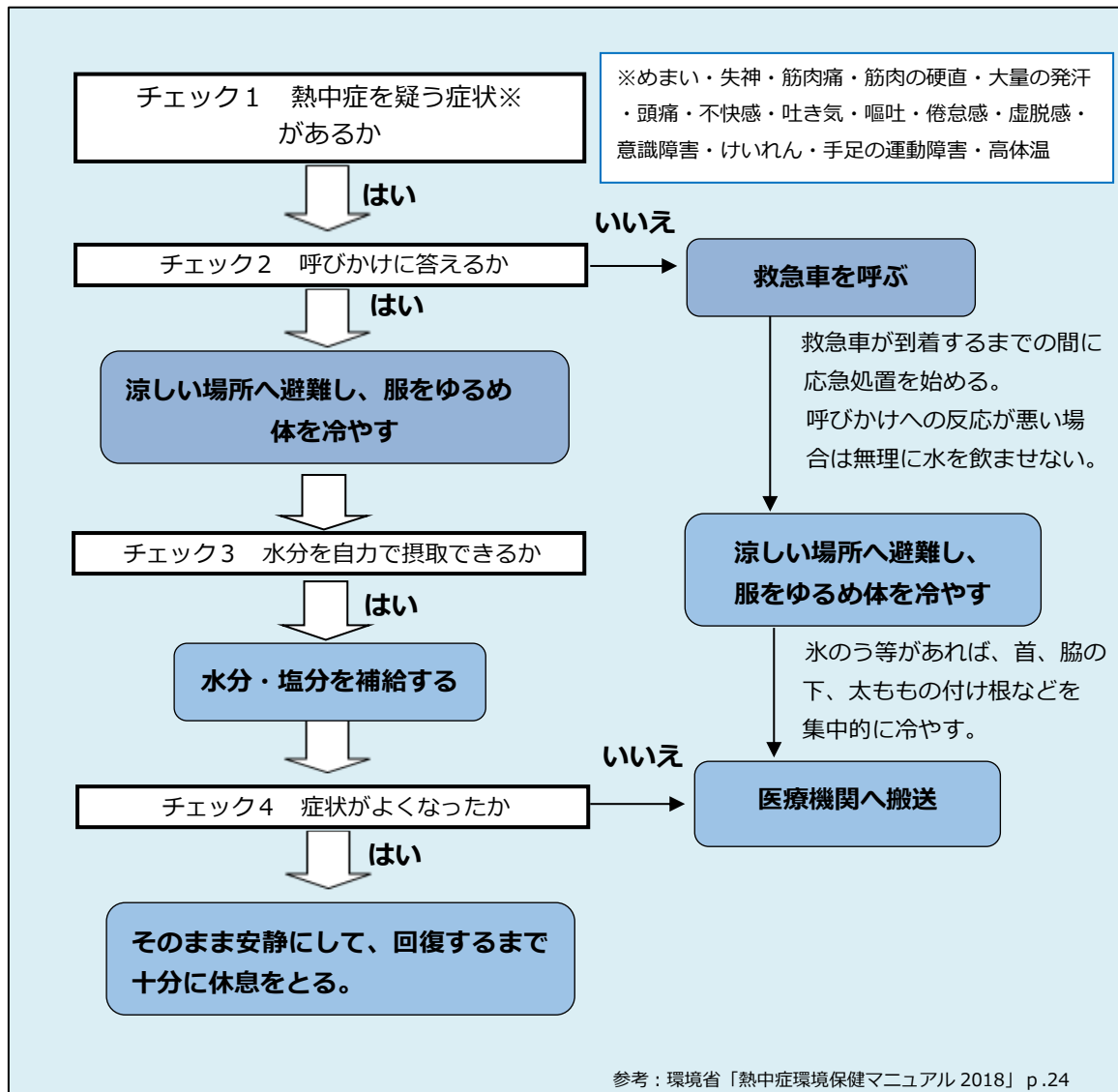
気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31 以上	運動は中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20 分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21 未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より

### イ. 熱中症発生時の対応

- 熱中症発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示する。
- 緊急時に連絡する消防署、医療機関、校内(管理職・養護教諭・学年主任等)及び関係諸機関等の所在地及び電話番号などを掲示する。
- 応急手当や救命処置(心肺蘇生とAEDの使用)等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。
- 救急搬送の必要な傷病者が出た場合に備え、各種行事前に現地消防組織、近隣医療機関と連携しておく。

## 熱中症の応急処置



### (3) 学校事故に係る事象

#### ① 重大な事故発生時の対応について

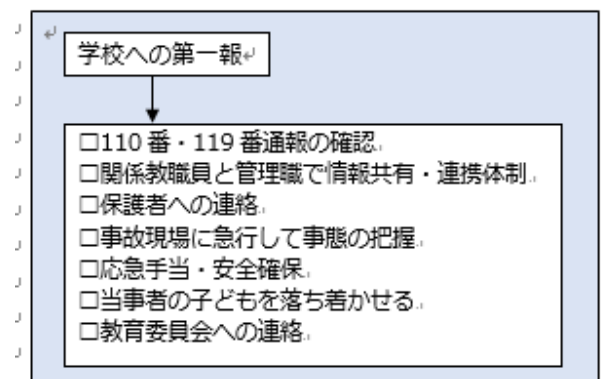
##### ア 予防と危機回避

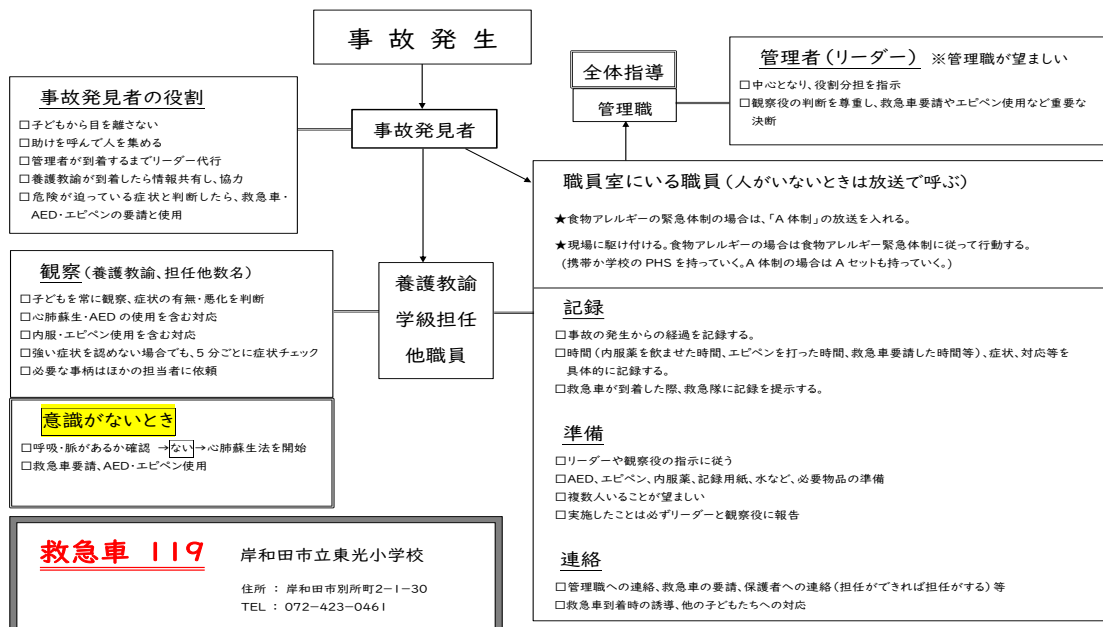
- 安全管理・安全点検
- 児童・生徒の健康診断、既往歴等の把握

##### イ 事故発生からの対応について

- ・児童等の安全確保、生命維持最優先
- ・的確な判断・指示・対応
- ・正確な情報把握と迅速な連絡・通報

#### 【交通事故発生後の初期対応】





### 〈状況把握とその対応〉

- 意識の有無などの状況把握を迅速に把握し、救命処置（心臓蘇生とAEDの使用）や応急手当等をする。
- 職員室と保健室への連絡。救急車の要請と校長への連絡。
- 傷病者を運搬する場合は、傷病者を安静にすることが必要である。その際、体位、保温、環境の整備について配慮する。
- 救急車には、教職員が同乗する。医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは、児童・生徒に付き添い続ける。
- 事故を目撃した児童・生徒に対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

### 〈保護者への連絡等〉

- 担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童・生徒の状況、搬送先などを伝える。
- 校長と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 校長は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。
- 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。

### 〈事後措置〉

- 保護者に、事故発生の状況について説明を行う。
- 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。
- 外部へ情報を提供する場合、教育委員会と協議のうえ、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- 児童の心のケアについて

次のような場面を経験した場合には、事故当事者以外の児童生徒等も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるので、適切なケアを行う。

- 家族や友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした。
- 児童生徒等が加害者となり、他者に大けがを負わせた。
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ。

- 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検を見直し、事故の再発防止に取り組む。



市内小中学校で生じた事故における被害児童生徒の怪我の写真（学校・保護者より提供）。写真で残し共有することで、事故の重大性を理解しあい、二度と起こしてはならないという気持ちで対策にあたることができる。

#### 〈事故発生に備えた学校体制の確立〉

- 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示しておく。
- 救命措置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

## 2 自然災害等に係る事象

### (1)地震、津波の発生時の対応について

#### ア 予防と危機回避

- ・ 避難訓練の実施
- ・ 安全教育の充実

#### イ 校内組織体制

- ・ 園児、児童、生徒の避難
- ・ 重要書類等の安全な場所への搬出、保管
- ・ 必要に応じて地域住民を避難所として受け入れる体制を準備する。
- ・ 学校早期再開計画

##### 〔児童、生徒への対応〕

調査（健康状態、所在、家庭環境、学用品）

対応（ケア、見舞い、臨時教育計画の作成、教科書等受給）

##### 〔施設・備品等への対応〕

破損状況調査、清掃、片付け、学習場所の確保

##### 〔臨時教育計画の実行〕

新通学路の決定

授業形態、教育課程の作成（登校時刻、学習時間・内容、下校時刻）

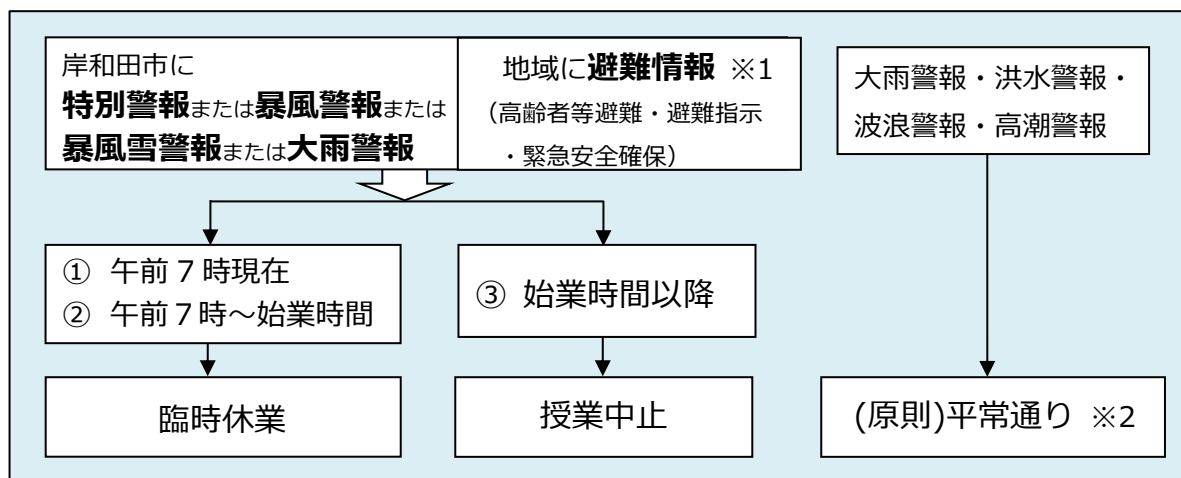
教職員は、可能な限り、学校再開に向けての必要な行動を優先する。

##### 〔転出入、就学援助〕

## ウ 連絡体制

p.9に準ずる。

### 【気象警報等発令時の学校園対応】（岸和田市教育委員会 令和4年7月改訂）



※1 地域に避難情報(高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保)が出ている又は出された場合、当該学校園は特別警報または暴風警報発令時と同様の対応をとる。避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。

※2 児童生徒等の安全上、問題が生じるおそれ等があると学校長が判断した場合は、臨時休業（市教委に事前連絡）、授業（保育）時間の繰上げ・繰下げ等の措置を講じる。

### 【気象災害への対応上の留意点】

- ・気象情報や河川情報、各自治体の避難に関する情報に留意し、できるだけ早期に対応を検討する。
- ・学校の対応や措置等について、保護者等へメール配信や電話等で連絡する。停電等により保護者と連絡がとれない場合も想定して、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく。
- ・学校から休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは、無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておく。
- ・各学校園においては、『岸和田市地域防災計画』（平成29年4月）を基に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、自校の状況を把握するとともに、必要な事項を危機管理マニュアルに反映させる。

### 【雷への対応における留意点】

<積乱雲が近づくサイン>

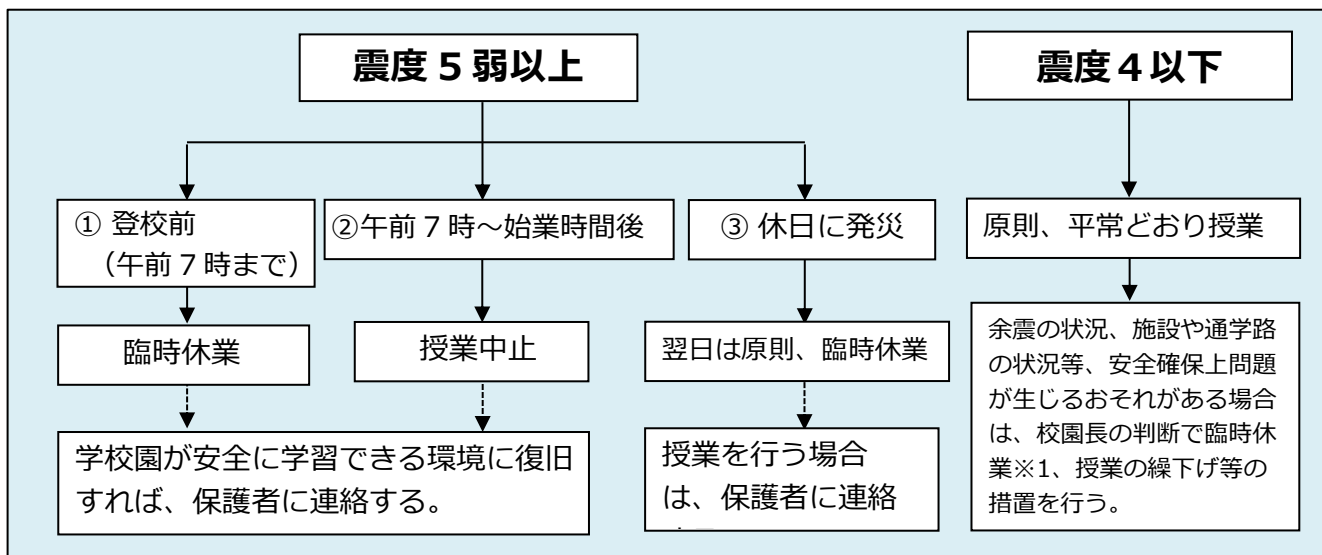
真っ黒い雲が近づいてくる、雷の音が聞こえてくる、急に冷たい風が吹いてくる、など

危険を予知し、適切に判断・行動する

- ・部活動などの屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・下校前の場合は、情報を収集し、必要に応じて児童生徒等を待機させる。（保護者に学校の対応を連絡しておく）
- ・雷鳴が聞こえた場合の安全確保について、児童生徒等自身が適切に行動できるように指導しておく。（姿勢を低くする、屋内に避難する、高い木の近くは危険であり、最低でも木から2m以上は離れておくことなど）。

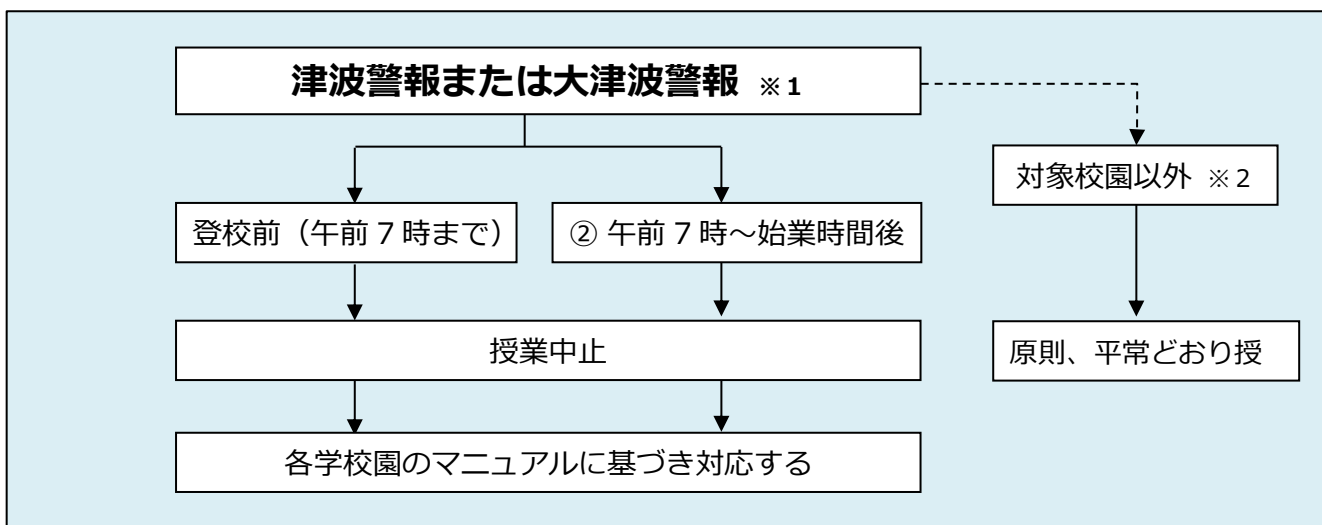
## 地震・津波への対応

### ① 学校園における地震対応指針 (岸和田市教育委員会 平成 30 年 4 月)



※1 臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告したうえで対応する。

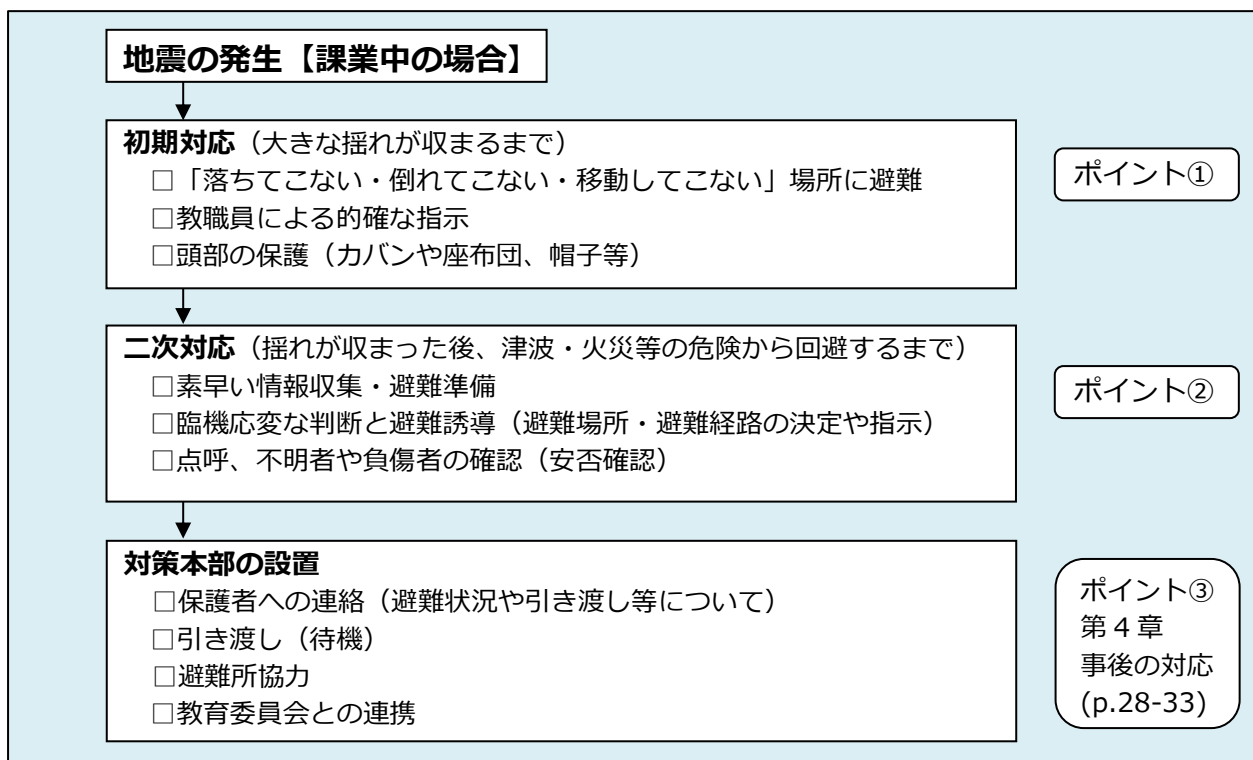
### ② 学校園における津波対応指針 (岸和田市教育委員会 平成 30 年 4 月)



※1 対象校園は、南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中）と南海本線以東に位置し、避難所に位置付けられた学校園（城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中）とする。

※2 対象校園以外は、原則、平常時対応とする（避難者の状況等により、臨時休業、授業中止、授業の繰上げ、繰下げ等の措置を行う）。臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告したうえで対応する。

### ③ 地震発生時の危機管理について



※上記のフローチャートは、震度 5 弱以上の大規模地震発生の場合を想定しているが、地震発生時には、震度が判断できないので、初期対応の避難行動は震度に関わらず必要となる。

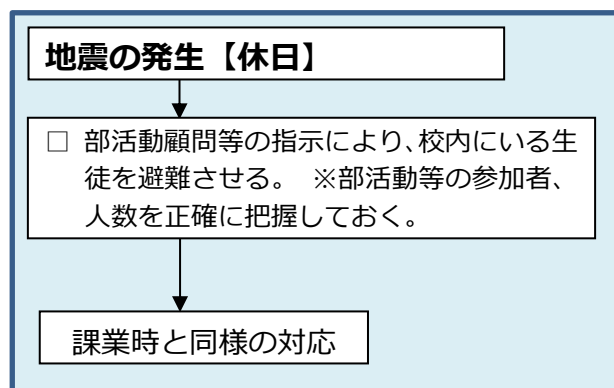
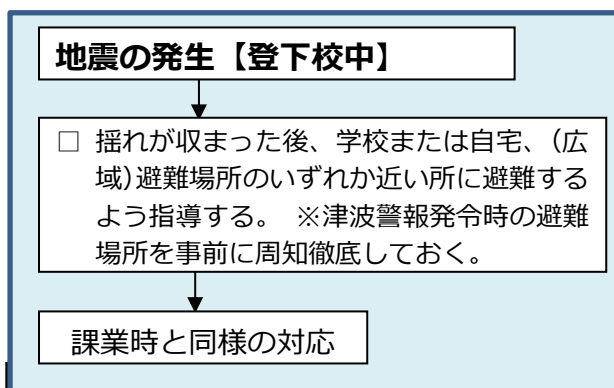
#### ポイント①【初期対応】

- ・校内放送が使えない、教職員が近くにいない場合でも、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せることを、日常の指導や避難訓練等によって養っておく。
- ・頭部の保護については、状況に応じて児童生徒等の安全確保に努める。

#### ポイント②【二次対応】

- ・各学校園の実情から、考えられる二次災害（津波・火災・土砂災害・余震による建物倒壊等）について、正確な情報に基づいて判断し、適切で安全な避難行動や経路を選択する。
- ・情報ツールとして、停電時には電池式ラジオからの情報収集が有効となる。
- ・校外への避難（移動）時には、児童生徒等を見失わないようなバランスのよい教員配置、負傷者や配慮の必要な児童生徒等への対応も必要となるので、事前に訓練しておく。

#### 【登下校中または休日に地震が発生した場合】

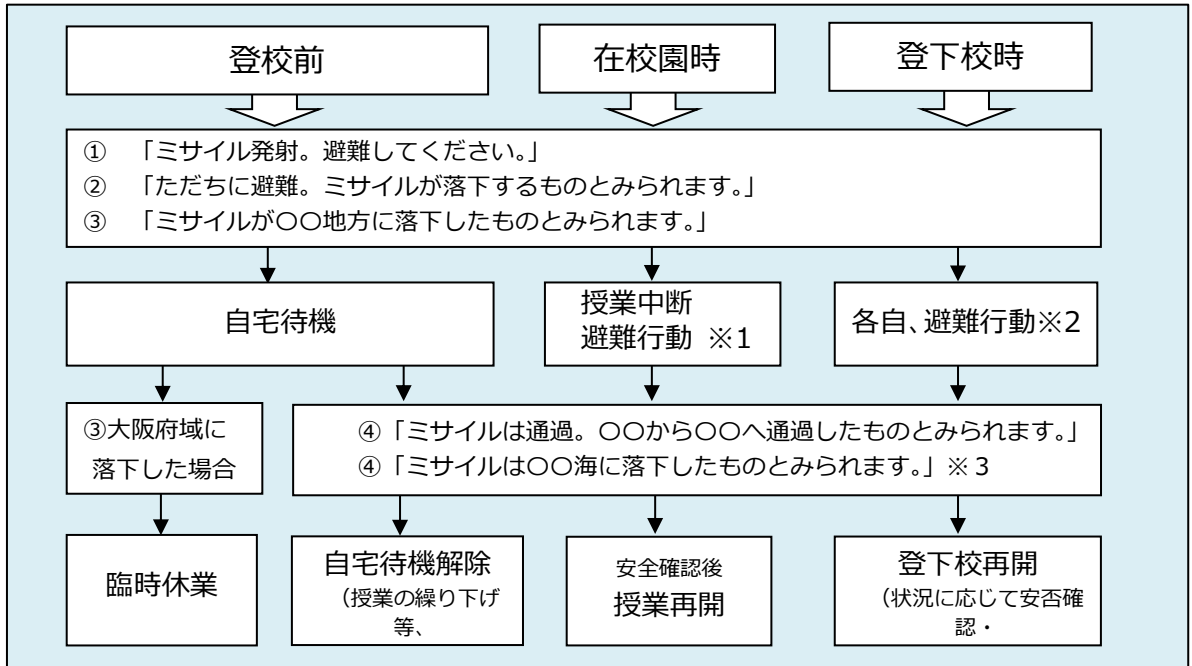


## 【対策本部の設置（業務内容）】

業務（班名）	役割	準備物
対策本部	<input type="checkbox"/> 各班との連絡調整 <input type="checkbox"/> 非常持ち出し書類搬出 <input type="checkbox"/> 校内の被災状況把握 <input type="checkbox"/> 日誌や報告書の作成 <input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡・指示 <input type="checkbox"/> 応急（緊急）対策の決定 <input type="checkbox"/> 教育委員会・PTA との連携・報告 <input type="checkbox"/> 報道機関の対応 <input type="checkbox"/> 情報収集（気象（災害）情報等）	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル <input type="checkbox"/> 学校敷地図 <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 緊急活動の日誌 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 携帯電話
安否確認・ 避難誘導班	<input type="checkbox"/> 児童生徒等・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 安全な避難経路で避難誘導 <input type="checkbox"/> 負傷者の把握 <input type="checkbox"/> 下校指導・待機児童生徒等の掌握・記録 <input type="checkbox"/> 揺れが収まった直後の負傷程度の把握 <input type="checkbox"/> 行方不明の児童生徒等・教職員を本部に報告	<input type="checkbox"/> クラスの出席簿 <input type="checkbox"/> 行方不明者の記入用紙 （児童生徒等・教職員）
安全点検・ 消火班	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難、救助活動等の支援 <input type="checkbox"/> 被害の状況確認（施設の構造的な被害、電気・ガス・水道・ 電話の被害状況）→本部に報告 <input type="checkbox"/> 校内建物の安全点検・管理 <input type="checkbox"/> 近隣の危険箇所の巡回 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 道具セット <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> 被害調査票
応急復旧班	<input type="checkbox"/> 被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 危険箇所の応急処理 <input type="checkbox"/> 「立ち入り禁止」「使用禁止」等の表示 <input type="checkbox"/> 避難場所の安全確認	<input type="checkbox"/> 被害調査票 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 構内図 <input type="checkbox"/> ロープ・標識 <input type="checkbox"/> バリケード
救護班	<input type="checkbox"/> 児童生徒等・教職員の救出・救命 <input type="checkbox"/> 負傷者や危険箇所等の確認・通報 <input type="checkbox"/> 担当区域で負傷者の搬出 <input type="checkbox"/> 学校施設内の巡回チェック	<input type="checkbox"/> 安全靴・防災マスク <input type="checkbox"/> ヘルメット・革手袋 <input type="checkbox"/> スコップ・のこぎり・斧 <input type="checkbox"/> 毛布・担架 <input type="checkbox"/> AED
救急医療班	<input type="checkbox"/> 養護教諭を中心として構成 <input type="checkbox"/> 手当備品の確認 <input type="checkbox"/> 負傷者の保護・応急手当 <input type="checkbox"/> 医師や関係医療機関等との連携	<input type="checkbox"/> 応急手当の備品 <input type="checkbox"/> 健康カード <input type="checkbox"/> 水・担架・毛布 <input type="checkbox"/> AED
保護者連絡班	<input type="checkbox"/> 引き渡し場所の指定 <input type="checkbox"/> 引き渡し対応の事前の取り決め <input type="checkbox"/> 保護者等が到着した順に児童生徒等を引き渡す（引き渡 しカード使用） <input type="checkbox"/> 一斉メール配信・電話連絡網での対応 <input type="checkbox"/> 地域防災無線等を利用した連絡依頼等	<input type="checkbox"/> 引き渡しカード <input type="checkbox"/> 出席簿 <input type="checkbox"/> 集合場所のクラス配置図
避難所協力班 （状況に応じて）	<input type="checkbox"/> 開設準備（開放区域明示・名簿作成・誘導等） <input type="checkbox"/> 緊急物資の受入れ <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ <input type="checkbox"/> 市防災担当課と連携した避難所の運営支援	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> ラジオ・ロープ・テープ <input type="checkbox"/> 構内配置図 <input type="checkbox"/> 避難者への指示（文書）

## (2) 新たな危機事象への対応

### ① Jアラートによるミサイル発射情報への対応 (岸和田市教育委員会 平成 29 年 11 月)



#### ※1 学校にいる場合の避難行動等の留意点

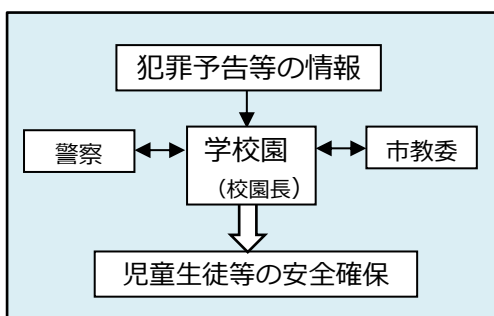
- ・屋内では、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- ・屋外では、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中または地下に避難する。
- ・適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
- ・安全が確認されるまでは、屋内に避難しておく。
- ・テレビ・ラジオ・インターネットなどを通じて情報収集に努める。

#### ※2 登下校時の避難行動等の指導上の留意点

- ・学校か家、近い方に向かう。
- ・選択できない場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物の中に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
- ・登下校時の対応等については、あらかじめ家庭でも協議し共有してもらう。

※3 上空通過情報や領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するので、日常生活に戻って登校等を開始することが可能となる。

### ② 学校への犯罪予告 (爆破予告) ・テロへの対応について



#### (留意点)

- ・当該情報に最初に触れた教職員は速やかに管理職等へ報告し、校内で情報共有するとともに、迅速に教育委員会や警察に通報し、指示や情報を得る。学校園は、警察の指示のもと、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。
- ・児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定し、安全を第一として対応する。
- ・学校においては、不審な物がないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校の環境を整備し安全点検等を実施する。特に薬品等の備品管理を徹底する。

- ・第2章2「点検」
- ③クマ出没情報への対応について

### 【1】クマ出没時の対応

## クマ出没情報



緊急対応が必要か

必要なし



最新情報の収集及び状況に応じて、教育委員会・警察等関係機関との連携



### 登校前

- 職員の緊急招集、情報共有と対応協議
- 通学路の安全確保
  - ・教職員等による巡回、見守り、出迎え等
  - ・警察、教育委員会等への連絡
- 保護者への連絡（メール配信等）
  - ・園・学校が得た情報を正確に伝達
  - ・登園・登校時の注意事項指示
  - ・自家用車等での登校依頼
  - ・必要に応じて、付き添いや見守り等の依頼

### 在校時

- 子どもの安全確保
  - ・全員の所在確認
  - ・教室（屋内）への避難及び待機
  - ・屋外での活動の制限
- 職員間での情報共有と対応協議
  - ・警察、教育委員会等への連絡
- 幼児児童生徒への連絡
  - ・休憩時間、昼休み時間の過ごし方の指導
- 保護者への連絡（テトル配信等）
  - ・園・学校が得た情報を正確に伝達
  - ・園・学校の対応

### 下校時

- 職員間での情報共有と対応協議
  - ・下校手段の検討
- 通学路の安全確保
  - ・職員による巡回、付き添い等
  - ・警察等への支援要請
- 幼児児童生徒への連絡
  - ・下校時の注意事項伝達
  - ・下校時刻及び下校方法（保護者への引き渡し等）の徹底
- 保護者への連絡（テトル配信等）
  - ・下校時刻及び下校方法
  - ・自家用車等での下校依頼
  - ・必要に応じて、迎えや見守り等の依頼

### 継続対応

- 保護者への連絡（テトル配信等）
  - ・最新情報の提供
  - ・翌日の登校方法等
  - ・学校が実施する通学路の安全対策
  - ・休日等、校外での過ごし方の指導
  - ・不安を訴える子どもの確認とケア依頼
- ◎ 巡回・出迎え等の時間や役割分担、位置は危険レベルに合わせて対応する。
- ◎ 保護者への連絡（テトル配信等）
  - ・保護者による付き添いや見守り等の依頼
- ◎ 出没場所が学校園近くの場合
  - ・1人で行動しないで、複数体制で対応する
  - ・業間時間や昼休みに、子どもが校庭にいる場合は、音楽を流すと共に職員が観察する
- ◎ クマを目撃した児童から、目撃場所等の詳しい内容の聞き取り

### 3 支援が必要な児童における留意事項

- ・支援が必要な児童生徒等への対応に向けて、本マニュアルに沿って校内体制を整備する。
- ・障がいのある児童生徒等の安全に留意するために、教職員が一人ひとりの障がいを理解し把握するとともに、子ども自身が自分の障がいの状態や特性等を理解し安全に学校生活を送れるように指導する。

#### ①障がいのある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障

情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。</li> <li>・自分から意思を伝えることが困難なことがある。</li> <li>※全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障がいや聴覚障がいでは、障がいに応じた情報伝達方法の配慮が必要である。</li> <li>知的障がいのある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。</li> </ul>
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険の認知が難しい場合がある。</li> <li>・臨機応変な対応が難しく、落下物から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。</li> <li>・風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。</li> <li>・危険回避しようとして慌てて行動することがある。</li> <li>・けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。</li> </ul>
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。</li> <li>・エレベーターが使えない状況で、階下や階上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。</li> </ul>
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。</li> <li>・避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。</li> </ul>
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。</li> <li>・不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができない。</li> </ul>

#### ②障がいのある児童生徒等の特性に応じた危機管理マニュアル

伝達方法の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに応じた情報伝達方法を整備する。</li> <li>（例）聴覚障がい：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図などの音声以外の伝達方法を検討する。</li> </ul>
避難経路・避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに応じた避難経路の整備、避難体制を検討する。</li> <li>（例）車椅子を利用する場合の経路を確認する。</li> <li>（例）肢体不自由：エレベーター等がない状況や介助者がいない場合等の代替方法を検討する。</li> </ul>
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害に応じた避難訓練を実施する。</li> <li>（例）知的障がい：訓練等を複数回繰り返し経験を重ねたり、避難経路や取るべき行動が理解しやすい図（絵カード）などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにしておく。</li> <li>（例）これからの見通しを持たせる（保護者の迎えまでみんなと過ごす、〇〇に避難する、余震があります等）</li> <li>（例）指示は肯定語で（押さない→ゆっくり、走らない→歩きます等）</li> </ul>
連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や医療関係者等と危機事象発生時の対応について事前に検討する。</li> </ul>

## 事後対応（復旧・復興）

### 1 安否確認

#### （1）事故等発生時の対応の基本

#### （2）児童生徒等が学校園内にいる場合の安否確認

- ・負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・休憩時間や放課後等は、児童生徒等の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。

#### （3）休日や下校後、登下校時に大規模災害が起こった場合

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大規模災害が起こった場合は、下記の表を参考にして児童生徒等の安否確認を行う。教職員が直接家庭や避難所を訪問して安否を確認する場合には、教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意する。

#### 【安否確認の内容と教職員の対応】

教職員の非常参集体制と安否確認（例）					
参集体制	校区内の震度	安否確認	児童生徒等在宅時		登下校時
			電話利用可	電話不通	
A号	4	状況に応じて判断	状況に応じて判断		
B号	5弱		必要	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問
	5強				
C号	6弱以上				

安否確認の内容（例）
<input type="checkbox"/> 児童生徒等および家族の安否・けがの有無
<input type="checkbox"/> 被災状況 ・児童生徒等の様子 ・困っていることや不足している物資
<input type="checkbox"/> 居場所（避難先）
<input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法

#### （4）安否情報の集約

- ・職員室や事務室など各学校園で情報を集約する場所、総括担当者を決め確認を進める（事前に負傷者名簿を備えておく）。
- ・負傷者がいる場合には、速やかに応急手当の実施や救急車を要請する。
- ・学校園の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、電子メール等の代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておく。

#### （5）保護者への安否連絡の際の文例

##### 【児童生徒等が校内にいる場合】

「〇時〇分に地震が発生しました。本日登校（登園）している児童生徒等は、全員無事が確認されています。混雑が収まるまで、学校側がお子さんをお預かりする予定です。したがって、保護者の皆さんは安心して安全な場所に留まってください。〇時〇分頃に、続報をお送りする予定です。」

##### 【児童生徒等が校外にいる場合】

「〇時〇分に地震が発生しました。〇年〇組の児童生徒等は、課外学習で□□□にありますが、迅速に避難することができ、△時現在、全員無事が確認されています。交通機関が稼働するまで、□□□の避難所にて待機する予定です。〇時〇分頃に、続報をお送りする予定です。」

## 2 引き渡しと待機

- ・大規模な災害（地震）発生時や停電時には、通信手段が使えず保護者と連絡がとれない場合があるので、事前に引き渡しの判断や方法についてルールを決めて、保護者と共有しておく。
- ・地域住民・保護者・ボランティア等とも連携し、必要に応じて緊急対応への支援を求める。
- ・引き渡しの判断時には、地域の様子や被害状況、今後の見通し等の情報を複数の方法で収集し、児童生徒等の安全を最優先にして判断する。
- ・事件・事故の発生後、安全が確保された場合でも、児童生徒等が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引き渡したり、保護者による登下校の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど配慮が必要となる。

### 引き渡しの判断基準（例）

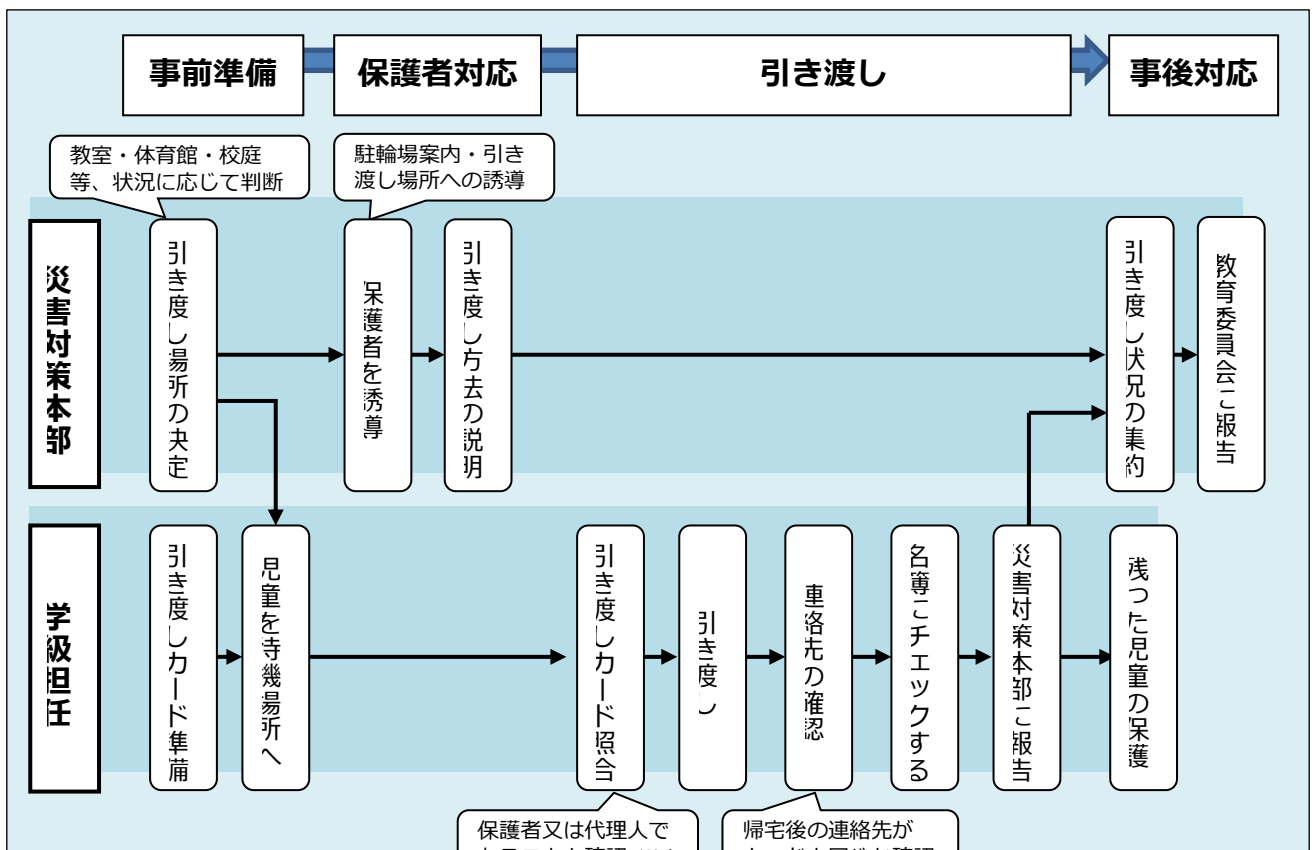
- 通学路に被害が発生していないか
- 地域の被害が拡大するおそれがないか
- 下校の時間帯に危険が迫っていないか
- 引き渡す保護者にも危険が及ばないか

### 地震発生時の引き渡しのルール（例）

震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある児童生徒等については学校園で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
震度 5 弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校園で待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校園で保護しておく。

● 上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要がある。  
 ● 津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、子どもを引き渡さず、保護者と共に学校園（避難場所）に留まるなどの対応も必要となる。津波警報が解除され、安全が確認された後に引き渡す。  
 ● 登下校時の対応についても、事前に保護者と協議・確認しておく。

### 校内における引き渡しの手順



- ※1 カードを持参していない場合のルールを決めておく。  
また、原則として、登録していない人が来た場合、確認ができるまで引き渡しを行わないことなど

#### 【災害時における保護者への連絡】

- ・電話は不通になることが多いので、一斉配信メールやホームページによる代替の通信手段を事前に確保するなど、連絡方法を複線化しておく。
- ・情報通信網が途絶した場合の保護者等への連絡方法（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171等）、地域の掲示板、町内放送等）を検討し、災害時の学校の対応策を保護者等と事前に合意形成しておく。

【参考】『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き』（文部科学省 平成24年3月）  
『災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック』（東京都総務局総合防災部 平成29年11月）  
『学校園における地震（津波）対応指針』（岸和田市教育委員会 平成30年4月）

### 3 教育活動の継続

- ・児童生徒等の安全が確保された後は、その後の対応や対策についての方針や具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく。
- ・事故等の発生現場の使用は避けた校舎の使用計画を検討する。
- ・養護教諭・スクールカウンセラーや学校医、教育委員会等と連携し、児童生徒等の心身の状態に配慮しながら検討する。

#### 【避難所協力について】

避難所運営は本来的には市防災担当部局が責任を有するものだが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きい場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を果たす状況も考えられる。

ただし、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であるので、事前に市防災部局や地域住民等関係者等と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておく。

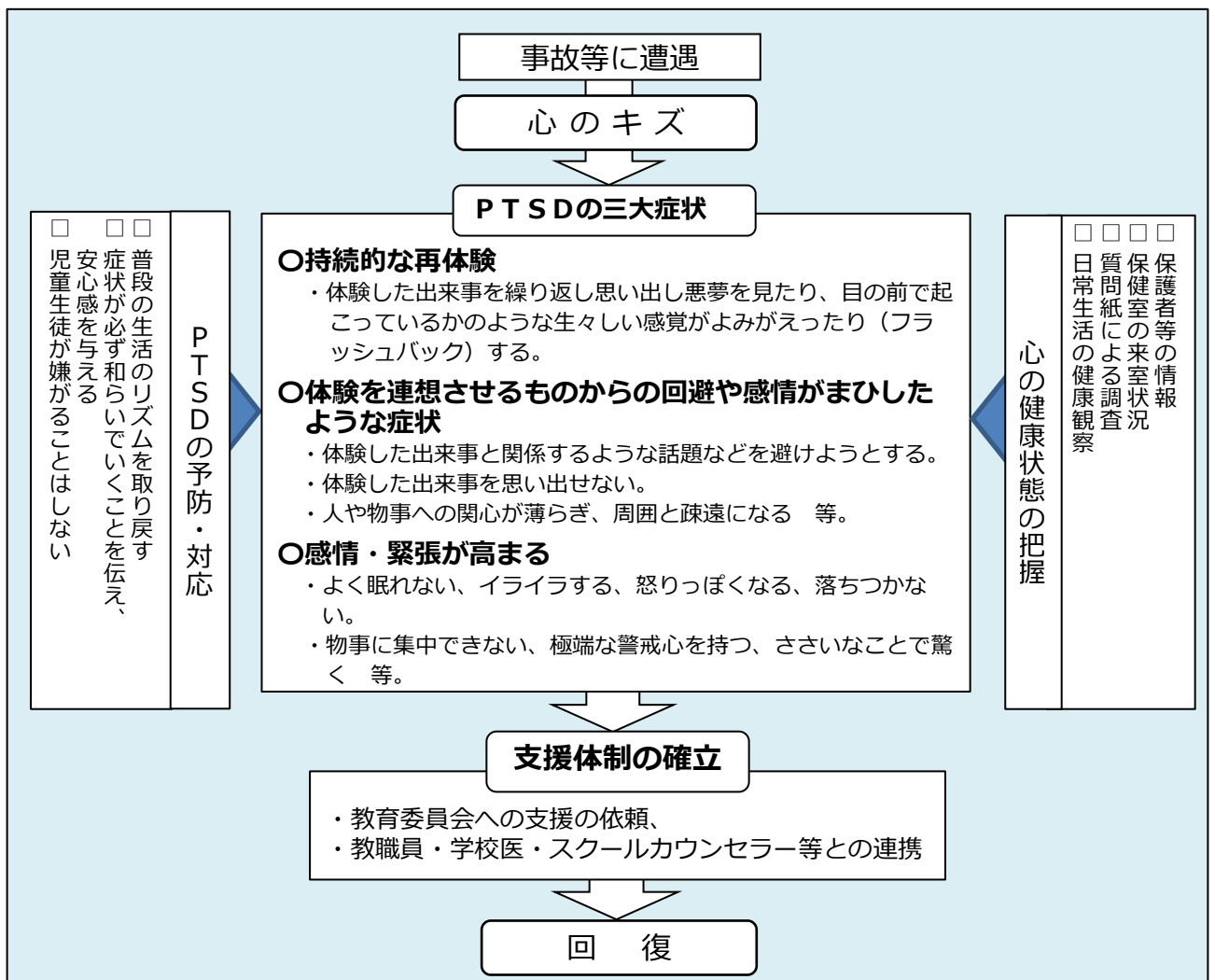
#### 【学校施設が避難所になる場合の流れ（一例）】

	避難所の状況	学校の対応等
災害直後	地震発生 ↓ 地域住民等の学校への避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協力内容として考えられる例               <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の安全点検</li> <li>・開放区域の明示</li> <li>・駐車場を含む誘導</li> <li>・避難者対応</li> <li>・名簿作成（避難者カード）</li> <li>・毛布、飲料水、食糧の配布</li> <li>・避難所運営の協力 等</li> </ul> </li> </ul>
災害当日 (避難所開設)	避難所開設 ↓ 避難所の活動体制準備	
2日目～数週間後 (避難所運営)	避難所運営委員会の設置 ↓ 避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校機能再開のための準備               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 児童生徒等の安否確認（p.28参照）</li> <li><input type="checkbox"/> 教職員の安否確認</li> <li><input type="checkbox"/> 教科書・文具等の紛失・消失状況の把握</li> <li><input type="checkbox"/> 教室等の安全確認（教室の確保）</li> <li><input type="checkbox"/> 二次災害防止のための校舎等の安全確保</li> <li><input type="checkbox"/> 通学路の安全確認（状況把握）</li> <li><input type="checkbox"/> 教育委員会との協議</li> <li><input type="checkbox"/> 授業再開時期の決定と保護者等への周知</li> <li><input type="checkbox"/> 応急教育計画の作成</li> <li><input type="checkbox"/> その他の対応                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・心のケア</li> <li>・学校給食</li> <li>・転出入に伴う学籍変更等</li> <li>・進路相談</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
数週間後 (避難所閉鎖)	避難所機能と学校機能の同居 ↓ 避難所の閉鎖と学校機能再開 ↓ 日常生活の回復	

- 【参考】『岸和田市 避難所運営マニュアル』（平成 29 年 10 月）  
『岸和田市 施設版 避難所運営マニュアル』（平成 29 年 10 月）  
『学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き』（文部科学省 平成 24 年 3 月）

## 4 心のケア

事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、その時の出来事を繰り返し思い出す、再現するなどの症状に加え、不安や不眠などのストレス症状が現れることがある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が、事故等の遭遇後 3 日から 1 か月持続するものを「急性ストレス障害」といい、1 か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」という。そのため、事故発生直後から児童生徒等や保護者に対する支援を行い、PTSD の予防と早期発見に努めることが大切となる。



- 【参考】『子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－』（文部科学省 平成 22 年 7 月）  
『学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－』（文部科学省 平成 26 年 3 月）

### 【学校保健安全法】第 29 条（危険等発生時対処要領の作成等）

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故により心的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

## 5 調査・検証・報告・再発防止等

### (1) 情報の整理と保護者等への説明・対応

- ・危機等発生時には、教育委員会に速やかに報告したうえ、連携して対応に当たる。
- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。

#### (保護者対応)

- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童生徒等の保護者に対し正確に伝えるなど、責任のある対応を行う。被害児童生徒等の保護者への対応にあたる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める。
- ・保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐため、被害児童生徒等以外の保護者に対しても、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。

#### (報道対応)

- ・情報を整理し適宜提供する。
- ・情報の混乱を避けるため、窓口は一本化する。
- ・複数対応（応答者と記録者）
- ・児童生徒等の特定をさせない
- ・校内取材をさせない
- ・電話取材の即答はしない
- ・事実だけを伝える（不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない）
- ・質問事項に答える（相手の所属・名前、応答内容や報道内容の記録と整理）
- ・ノーコメントはしない、無理な約束はしない
- ・教育委員会への報告（取材等について事前に相談）
- ・保護者と報道の分別対応（同席はさせない）

### (2) 調査・検証の実施、再発防止

- ・事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てる。
- ・調査等にあたっては、教育委員会とも協議のうえ、被害児童生徒等の保護者の意向を十分に踏まえ、保護者の心情に十分配慮した対応を行う。

### (3) その他

- ・学校園は、学校園の管理下で発生した児童生徒等の事故に際しては、「災害共済給付制度」について、保護者に説明する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する。また、被害児童生徒等の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明する。

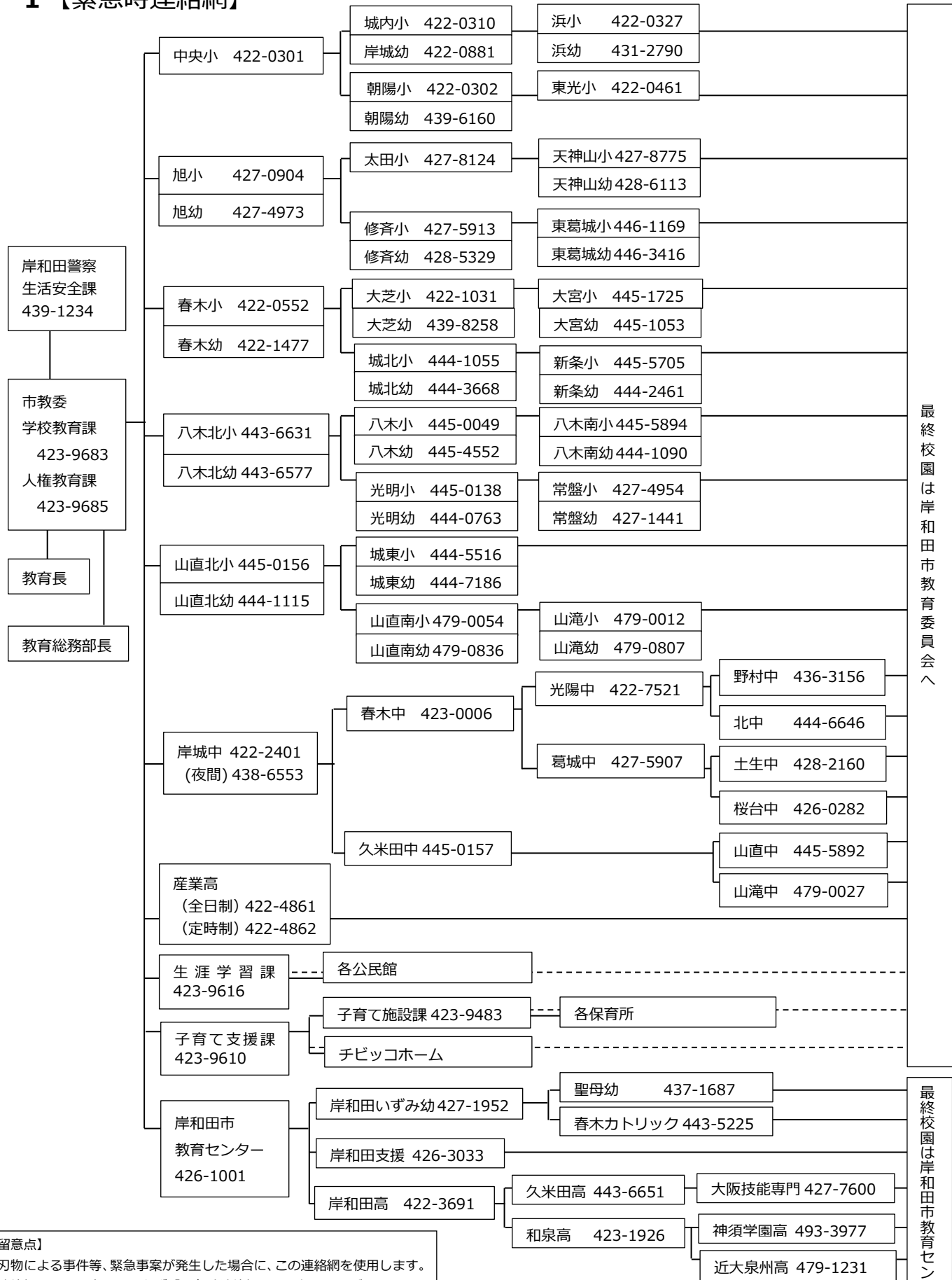
#### ●災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者に対して、医療費（医療保険並の療養に要する費用の額の4/10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度です。

【参考】『学校事故対応に関する指針』（文部科学省 平成28年3月）

# 第3章 資料編

## 1 【緊急時連絡網】



**【留意点】**  
 ※刃物による事件等、緊急事案が発生した場合に、この連絡網を使用します。  
 ※連絡網をまわす際には、必ず「緊急時連絡網で」と伝えてください。  
 ※連絡を受けた学校園は、門の施錠や児童生徒等の安全を確保する措置をとるなど、必要に応じて適切な対応をお願いします。  
 ※幼稚園には、小学校から連絡してください。

## 2 児童・生徒が重傷を負った場合

